

№794/870

ZHGP5



音樂取調成績申報要略
全



嚮ニ修ニ音楽取調ノ命ヲ奉シ敢テ本掛創置ノ局ニ
 當リシヨリ拮据黽勉古今内外ノ音楽ヲ参查考定ス
 ルヲ茲ニ四閱年餘抑音楽ハ古來聖主賢相ノ之ヲ國
 家ニ播シ化育ニ資シ以テ治道ニ裨補セシハ歴然史
 乘ニ徵スル所ニシテ其關係固ヨリ重且大ナリト謂
 フベシ然リ而シテ之ヲ我教育上ニ施設シ之ヲ我學
 校ニ普及スルノ方法ニ至リテハ事全ク草創ニ屬ス
 ルヲ以テ未ダ其志ヲ盡サズト雖モ幸ニ僚屬諸員ノ
 協心補導ニ依リテ今其一端ヲ了スルヲ得タリ恭シ
 ク書シテ以テ閣下ニ呈ス冀クハ電閱ヲ賜ハラント
 ナ頓首再拜

明治十七年二月

音樂取調掛長

文部少書記官伊澤修二

文部卿大木喬任殿

音樂取調成績申報要略目次

○ 創置處務概畧

內外音律ノ異同研究ノ事

本邦音階ノ事

希臘樂律ノ事

附希臘古樂「アポロ」ノ讚歌發見ノ事

音樂沿革大綱

音樂ト教育トノ關係

長短二音階ノ關係

健康上ノ關係

道德上ノ關係

音樂唱歌教則編成ノ事(略ス)

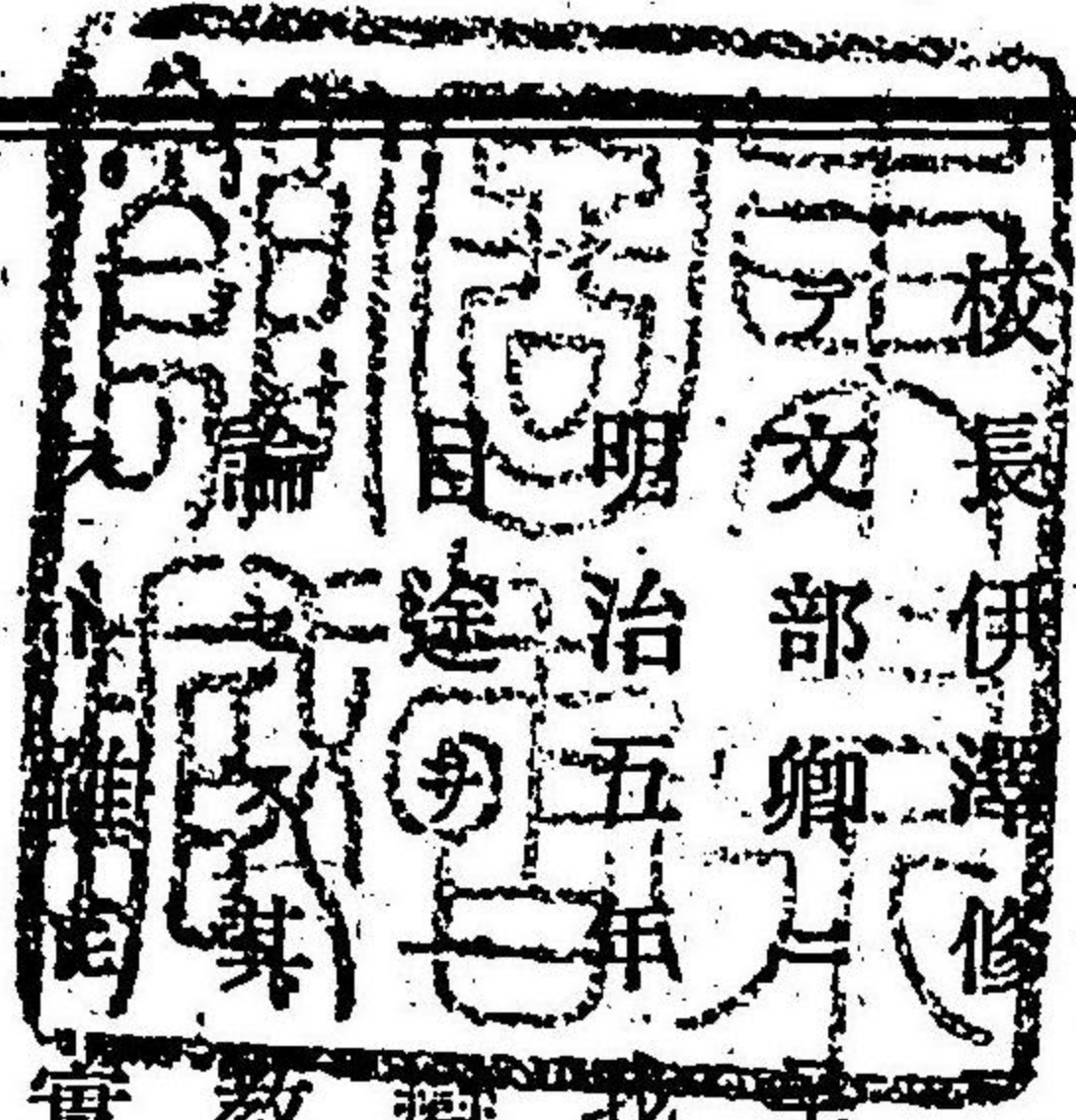
唱歌集及掛圖編成出版ノ事
 音樂書類刊行ノ事
 樂器試製改造及模造ノ事
 學校用樂器ノ適否研究ノ事
 音樂唱歌傳習ノ事
 俗曲改良ノ事
 明治頌撰定ノ事

目次畢

音樂取調成績申報要略

○ 創置處務概畧

本掛ハ明治十二年十月ノ創置ニ係ル此月東京師範學校長伊澤修二音樂取調御用係ニ拜ス同月三十日ヲ以テ文部卿片呈出セシ見込書左ノ如シ



明治五年我省始テ學制ヲ全國ニ頒布シ國民教育ノ變セシヨリ今日ニ至ルマテ何レノ地方チ教則中皆ナ唱歌ヲ以テ普通學科ノ一ニ列シ實際ニ就テ之ヲ察スレハ未タ一モ行レシノ例アルヲ聞カス是レ豈該科ノ無用ニ屬スルガ故ナランヤ唯其着手ニ當リ種々ノ障礙アルカ故ニ今日マテ之ヲ實行スルヲ得サリシノミ

創置處務概畧

今其一大障礙ノ由テ來ル所ヲ察スルニ是レ素ト唱
歌ヲ實施スルノ難キニ非スシテ却テ適當ナル音樂
ヲ撰擇スルノ難キニアルモノ、如シ請フ其概論ヲ
左ニ陳述セン
世ノ音樂ノ事ヲ談スル者ノ言ヲ聞クニ其說概テ三
アリ甲說ニ曰ク音樂ハ人情ヲ感發スルノ要具ニシ
テ喜怒哀樂ノ情自ラ其音調ニ顯ル、者ナレハ洋ノ
東西ヲ問ハス人種ノ黃白ヲ論セス苟モ人情ノ同キ
所ハ音樂亦同シテ可ナリ抑西洋ノ音樂ハ希臘ノ哲
人ピサゴラス以來數千年間ノ研究ニヨリテ殆ント
最高點ニ達シタルモノナレハ其精其美素ヨリ東洋
蠻樂ノ及フ所ニ非ス故ニ其良種ヲ擇テ之ヲ我土ニ
移植ス可シ又何ソ不充分ナル東洋樂ヲ培育完成ス

ルノ迂策ヲ求ルヲ要センヤト
乙說ニ曰ク各國皆テ各國ノ言辭アリ風俗アリ文物
アリ是レ其住民ノ性質ト風土ノ情勢トニ因テ自然
ニ産出セシモノナレハ人力ノ能ク之ヲ變易スベキ
ニ非ス且音樂ノ如キハ素ト人情ノ發スル所人心ノ
向フ所ニ從テ興リタルモノナレハ各國皆固有ノ國
樂ヲ保有ス未タ全ク他國ノ音樂ヲ自國ニ移入セシ
ノ例アルヲ聞カス由是觀之我國ニ西洋ノ音樂ヲ全
然移植セントスルハ恰モ我國語ニ代ルニ英語ヲ以
テモントスルカ如ク到底無益ノ論ト云ハサルヲ得
ス故ニ我固有ノ音樂ヲ培育完成スルニ如カズト
丙說ニ曰ク甲乙ノ二說各其理ヲキニ非スト雖モ皆
偏倚ノ極ニ陷ルノ弊ヲ免レヌ故ニ其中ヲ執リ東西

二洋ノ音楽ヲ折衷シ今日我國ニ適スベキモノヲ制定スルヲ務ムベシト
愚ヲ以テ之ヲ見レハ丙ノ説ク所其當ヲ得タルモノニ似タリト雖モ其實施ノ方法ニ至リテハ難中ノ至難ナル者ト云ハサルヲ得ズ然リト雖モ既ニ丙説ヲ以テ至當ト認ル以上ハ吾人今日ノ知識ト時勢トニ相應セル手段ヲ以テ將來其目的ヲ達スベキ方法ヲ設ケザル可ラズ若シ其難ヲ恐レテ今日之ニ着手セザレハ何レノ日カ其興ルヲ期スベケンヤ
右ノ如ク東西二洋ノ音楽ヲ折衷シ將來我國樂ヲ興スノ一助タルベキモノヲ造成スルヲ以テ現今ノ要務トナスルハ實際取調フベキ事項大綱三アルベシ
日ク東西二洋ノ音楽折衷ニ着手スル事日ク將來國

樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事日ク諸學校ニ音楽ヲ實施シテ適否ヲ試ル事
第一項 東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事
凡ソ物ヲ折衷スルハ二物ノ異ナル點ト同キ點トヲ見出シ其同キハ之ヲ合シ其異ナルハ双方ヨリ漸ク相近ケ遂ニ相和セシムルニ在リ故ニ折衷ノ第一歩ハ先ツ東西二樂ノ異點ト同點トヲ發見スルニ在ルヘシ
今西洋ノ時様唄ト日本ノ端唄トヲ取り之ヲ比較セハ頗ル異點多クシテ殆ド同點ナキカ如クナルベシ次ニ西洋ノ神歌ト日本ノ琴歌トヲ比較セハ二者異ナラザルニ非ズト雖モ頗ル同趣ノ存スル

ナ見ルベシ終ニ西洋ノ童謡ト日本ノ童謡トナ比
 セバ全ク相同キノ想ヲナス是レ他ナシ西洋ノ音
 樂モ日本ノ音樂モ之ヲ組成スル元素ハ毫モ異ナ
 ルニ非ス唯其結合ノ法同ラザルノミ故ニ童謡ノ
 如キ其結合簡短ナルモノニアリテハ變異至テ少
 ケレモ時様唄ノ如キ其結合愈錯綜ナルニ從ヒ其
 變異モ亦愈多キヲ加ルナリ
 右ノ理由ナルヲ以テ着手ノ始ニ當テハ童謡其他
 最モ簡短ナル謠類ヲ集メ西洋ノ童謡ニ比較シ二
 者折衷シテ相當ノ歌曲ヲ作り將來小學生徒ニ授
 ルノ資トスベシ
 前文ノ目的ヲ達スルニハ西洋音樂ニ精キ者及日
 本音樂ニ精キ者等ヲ採用シ彼我異同ノ諸點ヲ考

究シ協議折衷ノ上漸々新曲ヲ作出スルヲ務ム可
 シ

第二項 將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事
 音樂ヲ學フノ法ニアリ甲ハ音樂ノ理論ヲ學フ者
 ニシテ物理學中ノ一科タリ乙ハ音樂ノ實用ヲ學
 フ者ニシテ美術中ノ一藝ナリ理論ト實用ト兩得
 兼備スベキハ固ヨリ音樂家ノ本分ナリト雖モ限
 リアルノ時間ト才力トヲ以テ限リナキノ學藝ニ
 應ズベカラザルガ故ニ通常ノ音樂家ハ專ラ音樂
 ノ藝ヲ學ヒ理論ハ唯其一斑ヲ窺フノミ
 今若干ノ生徒ヲ養成スルニ當リテハ固ヨリ教養
 ノ完備ヲ冀望スルト雖モ其本末ヲ錯ラザルヲ要
 ス故ニ先ツ音樂ノ藝ヲ學バシムルヲ專務トシ理

論ノ如キハ多年ノ後ニ讓ルベシ
此ノ目的ヲ達スルニハ生徒ノ種類亦之ニ隨テ撰
擇セザルヲ得ズ則其要件概テ左ノ如クナルベシ

第一、學識 普通ノ讀書ニ差支ナキ者

但英文ヲ解スル者ハ最モ善シトス

第二、年齡 十六年以上二十五年以下ノ者

第三、技藝 雅樂又ハ俗曲ヲ習得セシ者

第四、性 男或ハ女

右格ニ合フベキ者大凡二十名ヲ募集シ三年間ノ
見込ヲ以テ之ヲ教養シ西洋音樂及日本音樂ヲ習
得セシメ漸テ以テ國樂ヲ制定スルノ一助ニ供ス
ベシ

第三項 諸學校ニ音樂ヲ實施スル事

第一項ノ手段ニヨリテ新作ノ歌曲ヲ得ルキハ之
ヲ東京師範學校附屬小學及東京女子師範學校附
屬幼稚園并練習小學生徒等ニ實施シテ其適否ヲ
試ミ其佳ナル者ヲ撰ンテ掛圖及ビ謠本ヲ製シ漸
々他ノ諸學校ニ普及スルノ途ヲ求ムベシ
右三項ノ事業ヲ實行スルニ付要スル所ノ人員ハ西
洋音樂教師一人日本音樂ニ通スル者三人日本文學
ニ通スル者一人通辨一人吏員五人ナリ然シテ其費
用ノ概畧ヲ擧レハ一ヶ月ノ費額左ノ如クナルベシ
一金百九拾圓 吏員五人給料
一金貳百九拾圓 外國教員給料
一金百七拾圓 內國教員五人給料
一金拾貳圓 小使三人給料

- 一金拾圓 諸賄料
- 一金三百五拾圓 需用費
- 一金貳拾圓 營繕費
- 一金五圓 郵便電信
- 一金貳拾圓 刊行費
- 一金五圓 運送費
- 一金百貳拾圓 生徒學資

計金千百九拾貳圓

又右取調ノ爲メ相當ノ家屋ヲ備ヘザル可ラズ然ルニ當時我省勤儉ヲ旨トセラル、ノ際ナレハ音楽院ヲ新設スルノ舉ノ如キハ暫ク之ヲ他日ニ譲リ先ツ在來ノ家屋ヲ修繕シ止ヲ得ザル分ハ増築シテ目下ノ用ニ供スルヲ以テ足レリトス可シ然シテ斯ル目

的ニ最モ適スル者ハモルレ一氏ノ舊居館ナラン因テ其模様替増築等ノ見込ハ別紙圖面ニ認メ其費用ノ概畧ヲ掲記スル左ノ如シ

一金三千七百七拾七圓五拾錢

内譯

- 金七百圓 奏樂堂新營 棟
- 金九百九拾圓 習樂場及小使詰所并 押入廊下共新營 棟
- 金七百四拾貳圓五拾錢 音樂教場習樂場廊下 共新營 棟

金九拾五圓

立關新營

壹棟

金百五拾圓

教場事務所渡廊下共

新營

壹棟

金貳百五拾圓

大小便所同渡廊下共

新營

貳棟

金八百五拾圓

本郷用地内舊教師拾

六番館修繕

但窓日除及敷物人力車置所外構周圍柵等ノ分相除ク

右ハ音樂取調ニ付全體ノ計畫及實地着手ノ順序方法等ノ概畧ヲ掲ケシノミ其詳細ナル事項ノ如キハ若シ尊問ヲ賜ハ、縷々口述可仕候也

明治十三年三月本郷文部省用地内第十六番館ヲ以テ音樂取調掛トス

同年三月二日米國人ルソーサル、ホワイチング、メイソンヲ雇入レ音樂教師ト爲ス

附言、ルソー氏履歴及ヒ米國唱歌開設ノ情況ハ同氏本國出發ノ際前波斯敦府公學監督フルブリッキ氏演說ヲ一讀セバ其一斑ヲ概知スルニ足レリ因テ之ヲ茲ニ抄譯ス

一千八百七十九年十二月十三日米國ホストン府ニ於テル、ルソーサル、ホワイチング、メイソン氏ノ

送別會ヲ開ク始末

今日余カ此盛會ニ陪シ得ル所以ハ委員諸君ガ余ヲ以テボストン府唱歌教授改進ノ歴史ヲ熟知セル者トシ今ヤ將サニ此府ヲ去リ他ク宏大ナル事業ヲ成スノ域ニ向ントスル我高名ナル教師且教育家ノ此府ニ在テ無比ノ美績ヲ該科教授上ニ奏セシテ精確明瞭ニ記スルニ堪エル者ト思考セラレシニ由ルナラムト信スルナリ
余ハ現今開化ノ世界ニ於テ苟モ學制ノ完備整頓スル公立學校ニシテ唱歌ヲ以テ最要ノ教科トシ之ヲ其課程ニ加ヘザル者アルヲ見ズ然リト雖モ學校ニ於テ廣ク該科ヲ衆民ニ授ルノ方法整備セシハ實ニ

當百年代ニ始ル者トス且今日ト雖モ學校ノ各級ニ於テ皆充分ニ該科ヲ授ル者ハ人民ノ教育最モ進歩スルノ國ニ於テモ猶稀ニ見ル所ノミ
我合衆國ニ於テ該科ヲ興スノ舉ハ實ニ一千八百三十年ノ頃地理學者コンチクコツト人ウイリアマ、シ、ウ、ド、ブリツヂ氏ガスウイツル國ヲ歷游シ彼學校ニ唱歌ノ行ハル、ヲ見テ歸國ノ後其要旨ヲボストン府ニ演說セシニ始ルナリ該氏ノ說ニマルチン、ル、一、サルハ音樂ノ實益ヲ舉示シテ之ヲ一般ニ教授セン、ヲ主張セシ人ナルガ其言ニ曰ク少年ヲシテ此藝ニ習熟セシムベシ蓋シ善良有徳ナル士民ヲ造成スルハ之ニ如ク者ナシト又曰ク此優美ナル藝術ノ實用ハ至大無量ニシテ達識ノ學者ト雖モ未タ

充分ニ其理ヲ説キ盡ス能ハズト然ルニ其後コメニ
 アス、ロツク、ルーサウ、ベスタロツジ等ノ教育家輩出
 シテ心力發育ヲ以テ教育ノ中心トナス論旨ニ基キ
 音樂ノ教授ヲ一層確實ナル地位ニ置ケリ乃チ其理
 ニ從ヘバ曰ク各人皆生レナガラニ多少音樂ヲ好ム
 ノ性ヲ有スル者ナレバ豈ニ之ヲ發育セズシテ可ナ
 ランヤ是レ音樂ノ教育ニ缺ク可ラザル所以ナリ且
 人間中全ク音樂ノ感情ヲ具セザル者斷ヘテナキニ
 非ズト雖モ其甚ダ稀有ニ屬スルハ經驗ニ由リテ之
 ナ保證シ得ル所ナリト是レウイドブリツヂ氏カ普
 通學校ノ教科中ニ音樂ヲ加フベキ論旨ヲ演説セシ
 概畧ナリ
 ウイドブリツヂ氏ノ説一タビ出テシヨリ其感化ヲ

被リ音樂ヲ興スノ舉ヲ賛成スル者尠カラズ就中ジ
 ヨーヂ、エーチ、スチリ、ング氏ハ一千八百三十一年ノ
 冬一書ヲホストシ府教育局ニ呈シ音樂ヲ公立學校
 ノ教科ニ加フベキノ理由ヲ詳論セリ然リト雖モ當
 時一般ノ人ハ猶未ダ此舉ニ同意スルニ至ラズ爾後
 八年間有志輩ノ盡力ニ由リ遂ニ一千八百三十八年
 ナ以テ教育局ニ於テ始テ該科ヲ學校ニ置クニ決ス
 ルニ至レリ然リト雖モ最初ハ其進歩遲緩ナリシカ
 二十年以來其教授ノ方法頻リニ改進整備シテ既ニ
 今日ニ及テハ殆ト世界中最上ノ位置ニ達セシムル
 ナ得タリ
 此舉ニ就キテハ教育局ノ役員中教育ノ範圍及目的
 ニ狹隘ヲ見テ固執スル者始終抗拒ヲ逞ウセシ爲シ

ニ其教授ノ手段モ完全ニ至ル能ハズ又進達ノ程度
モ今ヨリ之ヲ回顧スレバ頗ル低下ノ點ニ在リシヲ
覺フ又該科ヲ以テ正科トシテ之ヲ教授セシハ唯「グ
ラマ」學校ノ上等二級ニ限リ而シテ其授業モ一週間
僅ニ二回ニシテ各半時間ニ止リ高等學校及初等學
校等ハ之ヲ授クルコトナカリキ且音樂教師撰任ノ方
法等其宜ヲ得ザルヨリ種々ノ困難ヲ來タシ其成績
頗ル拙劣ヲ極メタリ幾クモナク女子師範學校ノ設
立アリテ唱歌ヲ教科ニ加フルノ美譽アリト雖モ其
成績ニ至テハ亦タ未ダ「グラマ」學校ニ著シキ超過ア
ルヲ見ズ僅ニ二部合唱(高低ノ二聲ヲ合スルヲ云)ヲ
授ント試ミシ者アルノミ
一千八百五十六年ノ比ニハ其狀況概テ斯ノ如クナ

リシガ爰ニ改良ノ端緒ヲ開キシハ特別委員ヲ命ジ
テ公立學校ニ音樂ヲ興スノ方法ヲ取調ヘ其意見ヲ
申報セシメタルノ一舉チリ抑モ其申報ハ適切ナル
意見數條ヲ開陳セシ者ニシテ忽チ認可スル所トナ
リ一千八百五十八年ヨリ實際之ヲ施行スルニ及ベ
リ降リテ一千八百六十一年ニ至リ音樂取調委員長
トクトル、ア、フ、ア、ム氏更ニ申報書ヲ教育局ニ致シ當時
ニ在テ至長ト認定セシ音樂教授方法ノ要旨ヲ略述
シテ曰ク音樂部ニ一人ノ主幹ヲ置キ以テ高等學校
ノ教授ヲ司ラシメ且助教若干名ヲ付シテ其以下ノ
學校ノ教授ヲ監視セシムベシト其計畫頗ル善ト雖
モ實地ニ之ヲ施行スルニ當リ許多ノ困難ヲ惹キ起

二十
シ遂ニ其効驗ヲ現ハス能ハザリキ
是ニ於テ上等諸級ノ進歩ヲ謀ランニハ先ヅ其事業
ヲ初等小學ニ起ササル可カラザルヲ悟ルト雖モ能
ク其教授ヲ整齊完備スベキノ人物ヲ得ル能ハズ蓋
シ此事業ノ如キハ全ク新奇ニ屬スル者ニシテ此邦
ニ於テ未ダ之ガ先規故典アラザレハナリ
茲ニ一千八百六十四年ニ至リ彼委員等ハ幸ニル
サル、ホロイチング、メーソン氏ヲ得テ初等學校ノ音
樂監督兼教師ニ任シタリ抑モメーソン氏ハ熟練ノ
教師ニシテ此ノ如キ事業ニ熱心シ幼兒ノ教導ニ稀
有ノ天才ヲ有シ教育ノ理ニ通シ我慾ヲ去テ事業ニ
就キシハ余ヲシテ屢ベスタロジノ氣象ヲ回想セシ
ムルニ至レリ該氏責任後幾クモナク判然紙上ノ規

則ト生人ノ事業ト其成績ニ差違アルヲ證明シ得タ
リ何トナレバ數年間紙上ノ規則ニハ既ニ唱歌ヲ以
テ正科トナスト雖モ未ダ實施ノ方法アラザリシ故
ナリ此際ニ當リ該氏ガ奉行セシ事業ハ小學教員等
ニ唱歌ヲ教授スルノ方法ヲ傳へ且其教員等ヲ監視
シテ小學諸級ニ唱歌ヲ實施スルニ在リ小學教員ガ
其教授法ヲ解スル猶難シトスル所ナレバ其監督ノ
任タル常人ノ能ク勝フル所ニ非ル可ケレモ其事績
ノ能ク擧タルハ實ニ感スルニ餘アリ
メーソン氏ハ數年間小學用ノ唱歌掛圖ヲ製スルノ
事ニ從ヒ許多ノ經驗ヲ經幾多ノ困難ニ逢ヒ通常ノ
人ナレバ殆ト絶望スベキナレモ該氏ハ能ク之ニ忍
耐シテ終ニ今日ノ如キ優等ノ掛圖ヲ製シ之ガ爲メ

二十一

大ニ教員ノ教授力ヲ増シ且教授費ヲ減スルヲ得タ
 リ若シ斯等ノ器械ヲ假ルニ非レバ焉ソ些少ノ費額
 ナリ以テ盛大ノ事業ヲ成スノ美績ヲ望ムヲ得シヤ
 其他切要ナル事件ノ記スベキハ唱歌用書及教師心
 得書ノ編纂ニシテ是ハ監督長及監督等ガ各得意ノ
 伎倆ヲ盡シテ同心戮力遂ニ其功ヲ畢ルニ至レリ就
 中初等學校ノ用書及心得書ノ編纂ハ一ニメイソン
 氏ノ功ニ歸スル者トス又幾クモナク樂器ヲ諸學校
 ニ交付セシヨリ毎年ノ奏樂會ハ當時ニ在テ恰モ教
 育ノ花ノ如クホストン府民ガ外國貴賓等ヲ優待ス
 ルノ具トナリテ大ニ公衆ノ歡心ヲ得ルニ至レリ
 斯ノ如ク徐々歩ヲ進メタル成績ハ果シテ如何ゾヤ
 今日此大都ニ於テ公立學校ニ就學スル五萬人ノ生

徒ハ其齡五年ヨリ十八年マデ毎級ニ完備セル唱歌
 ノ教科ヲ學バザル者ナシ之ガ價格及程度ヲ以テ他
 ニ比較スルニ余ガ内國及外國ニ在テ數年來觀察ス
 ル所ニ據レバ公立學校ニ唱歌ヲ教授スルノ事ニ於
 テ其方法ノ完備且質素ナルハ世界ノ大都府中ホス
 トンノ右ニ出ル者ナシト斷言シテ可ナリ
 余ハホストン府唱歌教授ノ歴史ニ三期アルヲ覺知
 ス乃チ其第一期ハ一千八百三十八年ニロウエル、メ
 ーソン氏ヲ音樂教師ニ任スル時ニ起リ第二期ハド
 クトル、アフラム氏ヲ音樂取調委員長ニ舉ルノ時ニ
 起リ第三期ハルーサル、ホワイチング、メイソン氏ヲ
 初等學校音樂監督兼教師ニ任ズルノ時ニ起ルモノ
 トス或ル名家ノ言ニ曰ク初等學校及「グラマ」學校ノ

諸級ニ於テ至當ノ方法ニ據リ唱歌ヲ教授セバ其以上ノ學校ニ於テ之ヲ完成スルハ容易ノ事業ナリ若シ夫レ初等學校ニ於テ之ガ基礎ヲ作ラザレバ其成果ヲ得ンコト殆ド期スベカラストメイソン氏責任前ハ其基礎タルヘキ者未ダ成立セザリシヲ以テ上等諸級教習ノ成績モ今ヨリ之ヲ見レバ實ニ不充分ノ極ナリキ而ルニ該氏ハ先ヅ斯基基礎ヲ立ルニ當リ小學教員ヲ訓練シテ以テ其事業ニ從ハシメ遂ニ二萬人ノ小學生徒ヲシテ充分ニ唱歌ヲ習熟セシメタリ是レ誠ニ古今未曾有ノ一事業ニシテ該氏ガ功績ト才力ト卓然特立スルハ此舉ニ就テ見ルベキナリ今日ノ功績斯ク見ルベキモ未ダ以テメイソン氏ノ美績ヲ表章スルノ時熟セリト謂フ可ラズ却テ之ヲ

永遠ノ日ニ讓テ可ナラム然リト雖モ余ハ爰ニ一言ヲ贅シテ將來我ボストン府學制沿革史ヲ編スル者アラバ必ず正筆ヲ以テ初等學校音樂初代監督在職中ノ事蹟ヲ錄セザル可ラズト明言スルノ自由ヲ得ント欲ス抑モ該氏ノ始テ當府ニ來ルヤ新聞雜誌等ノ論說ニ鷲々之ヲ報セシニ非ズ唯謙遜ノ服務者トシテ薄給ト機會トヲ求メ熟練ト學識トヲ實地教授ノ際ニ示サントスルニ在リシノミ然ルニ今ニ追テ之ヲ回想スレバ該氏ノ來府ハ實ニ我音樂教授上ニ就キ一大期ヲ表セシヤ明々タリ
メイソン氏ノ事業ヲ舉ゲシ最要ノ地ハ當府ニ外ナラズト雖モ公私ノ學校ニ音樂教授ヲ興張スルノ感化力ハ當府内ニ限ラズ我州中ニ止ラズ數年間我國

内ノ各部ヨリ或ハ來テ實地教授ノ景況ヲ觀、或ハ書
 ナ寄セテ其方法ヲ問フ者等續々相繼キ殆ド間斷ナ
 カリキ又遠隔セル洋外ノ歐洲ニ於テモ音樂ノ中心
 タル諸都府ニハ多少其感化ヲ及シタリ
 夫レ日本國ハ數年來我亞米利加ニ就キ教育ノ事項
 ナ拾蒐シ且諸大國ニ就キ至良ノ事物ヲ搜索シ殊ニ
 其心力ヲ學事ニ竭シタリ彼國今メイソン氏ヲ聘シ
 テ公立學校音樂教師養成所ノ攝理トシ以テ其音樂
 教授ノ方法ヲ制定、否、創定セシムトスルヲ見レバ
 (是ハ傳聞ノ) 余ハ彼國政府ガ其目的ヲ誤ラザルヲ信ス
 想フニ此聘ニ應ズベキ者我米國中メイソン氏其人
 ナ倉テ、他ニ復タ其適任ノ人アラザルベシ
 十四年前メイソン氏ガボストン府ニ奉務スルニ當

リ余敢テ品評シテ曰ク若シ天才ト教育トニ由リ特
 別ノ事業ヲ成スニ適スル人ヲ舉レバメイソン氏實
 ニ其人ナリ故ニ至當ノ協力補手ヲ與ヘ其事ニ從ハ
 シメバ其成績ノ完美ニ至ルヤ復タ疑フ可ラズト余
 ハ今日ニ至リ寧ロ斯語氣ヲ強ムルモ更ニ斯言意ヲ
 變スベキノ理由ヲ見ザルナリ
 以上數章ノ講說ハ敢テメイソン氏ノ聽ヲ瀆スノ意
 ニ出タルニ非ズ唯臨場諸人ニ向テ之ヲ演述セシノ
 ミ故ニ其論ヲ此ニ結ビ更ニ一言ヲ呈シテ以テメイ
 ソン氏ノ別ヲ送ラムトス
 今君ガ此府ヲ辭シ去ルニ臨ミ余ヲシテ君ガ始テ此
 府ニ來ルノ時ヲ回想セシムルハ蓋シ思考伴生ノ律
 自ラ然ラシムル所ナリ乃チ今古ヲ比較スレバ其狀

況ノ相異ナル實ニ著明ナル者アリ十七年前君ガ遠隔ノ地ヨリ此府ニ來ルニ當リ保證狀ヲ有セシニ非ズ又名聲ノ廣ク聞ヘシニ非ズ唯其唱歌事業ヲ以テ他ノ判斷ヲ乞ハム爲メ報酬ノ有無ヲ問ハズ僅ニ之ヲ五六ノ小學ニ實施スルノ允許ヲ得勉勵以テ其明證ヲ表スベキノ途ヲ求メシノミ

今日君ガ此府ヲ去ルノ狀曩日君ガ此府ニ來ルノ狀ニ異ナル何ゾ其レ甚シキ君ノ名聲ト事業トハ業ニ已ニ地球ノ極遠地ニ聞ヘ今ヤ一帝國政府ノ聘ニ應シ其公立學校教員養成ノ爲メ最モ貴ムヘキ事業ニ就ムトス聞ク所ニ據レバ彼國其目的ヲ達セム爲メ相當ノ建物ヲ設ケ適任ノ助手ヲ附シ且各種ノ要品ヲ備ヘ加之君ノ給料館舍等一モ充足セザル所ナシ

ト斯クノ如ク君ノ身ハ昇進スト雖モ君ノ目的ハ專ラ教育興張ニ盡カスルノ好機ヲ見ルノ外更ニ餘念ナカルベキヲ以テ何等ノ好事甘味アルモ其成績ヲ助ル者ニ非レバ毫モ以テ意ニ介セザルハ余ガ信シテ疑ハザル所ナリ嗟呼君ハ實ニ自己ノ利益ヲ舍テ唯事業ノ成就ヲ以テ義務トスルヲ確信スルノ人ナリ

余ハ我ボストン府ガ其最良ノ教育家ヲ送り日本國民ノ教育事業ニ就カシムルノ特例アルヲ喜ブナリ奈ハ彼國民ノ性質ヲ觀察シ常ニ之ヲ尊敬シテ舍カズ君ガ彼國ニ在留スル間ハ唯利益ヲ彼等ニ與フル而已ナラズ亦々君ガ快樂ヲ増スノ一端ヲ得ルナラシ

今君ハ教育ナキノ國ニ赴クニ非ズ日本ニハ既ニ完
 成セルノ教育アリ特ニ其帝都タル東京ニハ世界ニ
 冠タル教育書籍館兼博物館アリ一千八百七十八年
 巴里府博覽會ニ陳列セシ教育品ハ彼帝國理事官九
 鬼君ノ主裁セシ所ニシテ萬國審査官ノ驚嘆ヲ喚起
 セシ者尠カラズ余ハ此良辰ノ記念ノ爲メ恭ク彼出
 品目錄一冊ヲ呈シ君ニ彼ノ國教育ノ景況及進歩ノ
 概略ヲ明知セシメント欲スルナリ
 行ケ我信友君ノ新任ニ赴キ氣ヲ鼓シ望ヲ懸ケ以テ
 君ノ新事ニ就ケ余輩ガ君ニ望ム所實ニ大ナリ余ハ
 今日臨場諸人ガ感發スル所ノ衷情ヲ左ノ歌曲ニ表
 出スルノミ
 余等ノ心余等ノ望余等ノ祈念余等ノ悲涙

余等ノ懼ニ克チタル余等ノ信心

凡テ汝ト共ニ在リ凡テ汝ト共ニ在リ

明治十三年五月廿七日本省ヨリ左ノ通り達セラレ

音楽取調掛之儀當分官立學務局ノ管理ニ候旨曾テ
 口達オヨビ置候處右ハ官立學務局ニ屬セズ本省中
 單立ノモノト被定候間此段及通牒候尤モ事務上ニ
 於テ別ニ相替候儀ハ無之候得共右ニ關スル書類等
 其心得ヲ以テ取計可有之此旨申進候也

明治十四年十月音楽取調御用掛伊澤修二音楽取調掛
 長ニ任ス

明治十五年一月音楽取調事務大要ヲ制定シ之ヲ上呈
 スルヲ左ノ如シ

第一 諸種ノ樂曲取調ノ事

諸種ノ樂曲中特ニ取調ヲ要スルモノハ本邦ノ部ニ在テ雅樂俗樂トシ外國ノ部ニ在テ西洋樂清樂トス俗樂ニ於テハ箏曲長唄等ヲ始メ其他各種ニ及ビ西洋樂ニ於テハ古樂今代樂等皆其取調ヲ要スルモノトネ
 音律ノ事タル固ヨリ人ノ性情ノ自然ニ出ツルモソチレバ古今ヲ問ハズ東西ヲ論ゼズ殆ト同一ニ歸スベシト雖モ其旋法ニ至リテハ各相異ナル所アリ隨テ得失アルヲ免レザルモノナレバ博ク諸樂ノ根理ヲ研究シ其得失ヲ考查シ其良否ヲ審覈シ以テ彼長ヲ取リ此短ヲ補フノ用ニ供セサル可ラス是レ第一ニ諸種ノ樂曲取調ヲ要スル所以ナリ

樂曲取調ノ方法ハ從來口傳ニ出テ樂譜ナキモノハ之ヲ精究審解シテ其樂譜ヲ作り若シ其譜アルモ各種異様ノ方法ヲ用井タルモノハ之ヲ各國普通ノ樂譜ニ改メ精確明瞭ニ其曲調ヲ記スルヲ務ムヘシ
 斯ノ如ク諸種ノ樂曲ヲ同一ノ基本ニ歸シ普通ノ樂譜ニヨリテ之ヲ記シ交互相比シテ其得失良否ヲ考查シ以テ取捨ヲ決定スルモノトス
 善良ノ樂曲ハ其何類ニ屬スルヲ問ハズ務メテ之ガ和聲ヲ作り其樂曲ハ輯メテ一書トナシ樂譜ト共ニ剗刷ニ付シテ永存スベシ
 第二 學校唱歌ノ事
 學校唱歌ニ就キ要スル所ノ事項ハ樂譜及ビ歌詞ノ

撰定、圖書ノ編輯、樂器ノ練習及ビ唱歌普及ノ方法ト
 ス
 樂譜ハ本邦人若クハ西洋人ノ作ヲ撰用シ歌詞ハ既
 有ノ樂譜ニ從テ作爲スルモノト樂譜ノ撰定ニ先チ
 テ作爲スルモノトノ二種トス
 本邦人ノ作ニ出タル樂譜ハメイソン氏若クハ他
 ノ西洋人ニ托シテ其和聲ヲ作ラシメザル可ラズ
 是レ此和聲ノ事タル頗ル高尚ノ學科ニ屬シ今日
 我音樂家ノ未ダ爲シ能ハザル所ノモノナリ
 既有ノ樂譜ニ從テ歌詞ヲ作ルルハ先其樂譜ヲ解
 剖シテ其旋法口調等ヲ考查シ若シ樂譜中歌作ノ
 法ニ適セザル所アレバ其譜ヲ改メ又歌詞中樂曲
 ノ法ニ適セザル所アレバ其詞ヲ替ヘ彼我折衷務

メテ歌曲ノ句調ニ合セシムベシ
 樂譜ノ撰定ニ先チテ歌作ヲ爲スルハ其句數字數
 等ヲ定メ他日樂譜ヲ作ルニ當リ極メテ唱歌ニ適
 切ナランコトヲ要スベシ
 圖書ノ編纂ハ唱歌掛圖、唱歌本、及唱歌教授法トス
 唱歌掛圖及唱歌本ハ過般編纂シタルモノ、體裁
 ニ從ヒ逐次編製シテ高等ノ唱歌ニ及ブベシ
 唱歌教授法ハ目今當掛傳習人及師範學校生徒等
 ニ教授スル所ノモノニヨリテ撰定スベシ是レ唱
 歌ハ新設ノ學科ナルヲ以テ其教授法モ新奇ニ屬
 シ容易ニ了解シ難キヲ以テ最モ此類ノ書ノ編輯
 ナ要スル所以ナリ
 學校唱歌ニ用弁ル所ノ樂器ハ本邦ノ箏、胡弓、西洋ノ

「バイオリン」風琴、洋琴ト定ムベシ
 下等若クハ中等小學ノ唱歌ニハ箏、胡弓等ヲ以テ
 足レリトスベシ若シ「バイオリン」又ハ風琴アレバ
 最モ善シトス
 上等小學若クハ中學等ニ在リテハ必ズ風琴ヲ備
 フルヲ要シ若シ洋琴ヲ備フルヲ得バ最モ善トス
 風琴ハ其振舌ヲ除クノ外總テ本邦職工ニテ製作
 スルヲ得ルニ至リ「バイオリン」モ亦本邦人ニテ製
 作スルモノアレバ決シテ輸入ヲ仰ガズシテ事足
 ルベシ但シ洋琴ニ至リテハ數年ノ後ニ非レバ本
 邦人ニテ製作スルコト能ハザルベシ
 右ノ方法ニヨレバ諸學校ニ唱歌ヲ施スニ當リテ
 モ樂器ニ於テハ聊差支ナカルベシ

學校唱歌ヲ普及スルハ師範學校生徒ト當掛傳習人
 トニヨリテ其目的ヲ達スベシ
 直轄兩師範學校生徒ニハ入學初年ヨリ唱歌ヲ學
 バシメ傍ラ樂器ヲモ傳習セシムベシ然ルモハ一
 ト通り小學唱歌ヲ教授シ得ベキ者男子ニシテ十
 中ノ五六女子ニシテ十中ノ七八ハ出ヅベシ
 女子師範學校生徒中最モ音樂ノオアル者ヲ撰ビ
 卒業前大凡ソ一ケ年間音樂取調所ニ就キ專ラ音
 樂ヲ修メシムベシ然ルモハ隨分善長ナル音樂教
 師トナルベキ者出ヅベシ
 從來音樂專門ノ者等ニシテ音樂教師タランコトヲ
 望ム者ハ音樂取調所ニ就キ傳習ヲ受クルコトヲ許
 スベシ然ルモハ他ノ者ニ比スレバ少許ノ時ヲ以

テ其學科ニ熟シ善良ナル音樂教師トナル者出ヅ
ベシ

第三 高等音樂ノ事

凡ソ音樂ノ高等ナルハ管絃樂ニ如クモノナシ而シ
テ高等ノ音樂ハ國民ニ高等ノ思想ヲ感發セシムル
モノナレバ國歌ノ撰定等宜シク之ニ依ルベキモノ
トス今之ヲ分チテ本邦及西洋管絃樂ノ二種トス
本邦管絃樂ハ特ニ雅樂局ノ設アリテ之ヲ專修ス
ルガ故ニ當掛ニ於テハ特別ノ理由アルノ際ニ非
レバ之ヲ練習スルヲ要セザルベシ
西洋管絃樂ハ傳習ノ日猶淺シト雖モ當掛助教等
ハ既ニ譜面ニヨリテ之ヲ合奏シ得ルノ地位ニ進
ミタレバ歐米諸國ヨリ此類ノ樂譜ヲ購入シ之ニ

ヨリテ進步ノ方法ヲ研究スベシ又本邦人ノ作曲
ニテモ一旦其和聲ヲ作爲スルキハ皆此類ノ樂器
ヲ以テ合奏シ得ルモノナリ
和聲ノ事タル其理頗ル高尙ニ涉リ本邦人ノ未ダ
曉通セザル所ノモノナリト雖モメーソン氏ノ講
義及諸種ノ著書等ニヨリテ其理ヲ研究シ且樂器
ニヨリテ實際ニ之ヲ試ルノ方法ヲ設クベシ

第四 各種ノ樂曲撰定ノ事

國歌資料ノ撰定ヲ始メ其他將來當掛ニ於テ作ル所
ノ樂曲ハ彼我雅俗流派ヲ論セズ至良ト認ムルモノ
ハ之ニ和聲ヲ附シ漸次蒐集シテ書冊ト作シ之ヲ世
ニ公ニスベシ

此類ノ歌曲撰定ノ方法ハ先最初ニ當掛員ヲシテ

歌詞ヲ作ラシメ之ニ依リテ同掛員中音樂ニ通スル者ヲシテ樂譜ヲ作ラシムベシ然レモ茲ニ撰定スル所ノモノハ通常ノ和歌ニ異ナリ樂器ニ和シテ歌フベキ歌曲ナレバ其專旨トスル所モ亦樂曲ニ在リテ歌詞ハ之ニ次クモノトス

樂曲ハ總テ普通ノ譜法ヲ用非テ之ヲ記シ其最佳ナルモノヲ撰ビメーソン氏ヲシテ其和聲ヲ作ラシメ又ハ歐米各國ノ音樂新誌ニ載セ西人ヲシテ之ガ和聲ヲ作ラシムベシ尤豫メ其新誌ニ廣告シテ至良ノ和聲ヲ作りタル者ニハ若干ノ賞金ヲ附與スルノ法ヲ設クルキハ隨分有名ノ大家モ喜ンテ其事業ヲ執ルベケレバ少許ノ費用ヲ以テ最良ノ結果ヲ得且本邦人ノ作りタル樂曲モ博ク世界

第五 俗曲改良ノ事

ニ知ラル、ノ理ニシテ頗ル良法ト云フベキナリ

俗曲ハ我民樂ナリ故ニ此曲ノ正否ハ世教ニ影響ヲ及ボス、少カラザレバ宜ク改良ノ途ヲ求ムベシ其法蓋シニアリ即チ其曲ヲ全存シテ其歌詞ノミヲ改ムベキモノ及ビ其曲ノ一分ヲ存シテ之カ歌詞ヲ作ルベキモノ是ナリ

從來所用ノ俗曲中其曲ハ頗ル佳良ナルモ其歌詞ノ猥褻ニ流レ若クハ淫行ニ導クノ嫌アルニヨリ稠人公衆ノ前ニ於テ歌ヒ得可ラザルモノ少カラズ是等ハ宜ク其歌詞ヲ改作シテ永存スベシ

又俗曲中其一分ハ正キ旋法ニヨリ他ノ一分ハ不正ノ旋法ニヨルヲ以テ甲部ハ取ルベキモ乙部ハ

取ルベカラザルモノアリ是等ハ其一分ヲ存シテ
 相當ノ歌詞ヲ填入スベキモノトス
 此事業ニ就テハ當掛員中俗曲ニ通スル者ヲシテ
 先ツ取用スベシト認ムル所ノ樂曲ヲ撰バシメ然
 ル後チ之ニ適スベキ歌詞ヲ作ラシメ且其曲ヲ解
 剖シテ樂譜ヲ作り輯メテ書冊トナシ世ニ公行シ
 間接ニ俗曲ノ流弊ヲ矯正スルノ用ニ供スベシ

第六 音樂傳習ノ事

當掛ニ於テ傳習人ニ授クベキモノハ唱歌、洋琴、風琴、
 箏、胡弓、及歐洲管絃樂器トス
 唱歌ヲ傳習スルハ最初簡單ナル單音歌曲ニ起リ
 漸次高等ノ唱歌ニ及フモノトス
 諸重音唱歌ヲ教授スルハ甚ダ難事ニ屬スト雖モ

現今ニ在リテハ當掛助教等畧其理ニ通シタレバ
 自今ハ高等ノ唱歌書及メイソン氏掛圖等ヨリ適
 當ノ歌曲ヲ拔萃シ先ツ之ヲ當掛傳習人ニ施シテ
 其適否ヲ試ミ次ニ女子師範學校ニ施シ漸チ以テ
 諸學校ニ及ボスベシ
 洋琴ノ練習ハ將來彼我雅俗何レノ音樂ヲ學ブニ
 モ必要ニシテ實ニ音樂ノ基礎トモ稱スベキモノ
 ナレバ當掛傳習人必習ノ科目ト定ムベシ
 箏及胡弓ハ將來學校唱歌ニ適用スベキモノナル
 一既ニ前章ニ述ベタル如クナレバ是亦必習ノ科
 目ト定ムベシ風琴ヲ授クルモ亦其理由之ニ同シ
 管絃樂器ハ高等ノ音樂ニ進ムノ徒必ズ學バザル
 可ラザルモノナレバ當掛ニ於テハ傳習人ノ志望

ニ任シテ之ヲ撰習セシムベシ
 當掛ニ於テ若干名ノ傳習人ヲ置キ之ヲ教養スル
 ナ要スル所以ハ學校唱歌ノ事タル創設ニ屬スル
 ナ以テ新曲ヲ得ル毎ニ先試ニ之ヲ施シテ其適否
 ナ檢スルノ具無カル可ラズ是レ傳習人ヲ置クベ
 キ理由ノ一ナリ音樂ノ事タル頗ル習熟シ難キ一
 科ニシテ尋常ノ人ニテハ僅々數年ニ成業スル能
 ハズト雖モ之ヲ本邦音樂ニ熟スル者ニ傳習スル
 事ハ短少ノ期月ヲ以テ好結果ヲ得ルヲ既ニ當掛
 ノ經驗ニ於テ明瞭ナリ故ニ此ノ如キ徒ニ傳習ス
 ルハ至少ノ費額ト年月トヲ以テ至適ノ音樂教員
 ナ養成スルヲ得ベシ是レ傳習人ヲ置クベキ理
 由ノ二ナリ將來我國樂ヲ振興改進スルヲ如キ

ハ我音樂ニ熟シ能ク音樂ノ理ニ通スルモノヲ得
 ルニ非レバ能ハズ是ノ如キ者ハ當掛ニ於テ養成
 スルニ非レバ決シテ他ニ求ムベカラズ是レ傳習
 人ヲ置クベキ理由ノ三ナリ

女子師範學校ニ於テ傳習スベキモノハ唱歌、風琴、箏
 及胡弓トス

當掛ニ次キ唱歌ノ最モ高尚ノ地ニ達スベキモノ
 ハ東京女子師範學校ニ在リ該校生徒ハ諸重音唱
 歌ノ初步モ既ニ練習スルニ至リタレバ自今ハ當
 掛ニ於テ研究ノ上一層高等ノモノヲ得ルニ隨ヒ
 メーソン氏及ビ助教等ヲシテ之ヲ該校ニ施サシ
 ムベシ
 風琴ハ音調ノ狂ヒ極メテ少ク學校唱歌ノ教授ニ

ハ最モ適當ニシテ且習ヒ易キモノナレバ之ヲ該
 校生徒ニ傳習セバ他日唱歌ヲ教授スルニ當リ大
 ナル助トナルベシ
 箏及胡弓ハ之ヲ習フコト風琴ニ比スレバ遙カニ難
 シト雖モ本邦普通ノ樂器ニシテ且其價モ廉ナル
 カ故ニ學校唱歌ニハ頗ル適當ノモノトス故ニ該
 校生徒必習ノ一科ト定ムベシ
 東京師範學校ニ於テ傳習スベキモノハ女子師範學
 校ニ大同小異ナリト雖モ甲校ノ唱歌ハ乙校ノ唱歌
 ニ比スレバ稍下等ニ居リ又箏胡弓ノ傳習ハ難キニ
 過キ到底之ヲ施スコト能ハザルモノトス
 學習院ニハ專ラ唱歌ノ傳習ヲ爲シ特別有志ノ輩ニ
 ハ管絃樂器ノ傳習ヲ許スモ可ナルベシ

明治十五年一月三十日及三十一日ノ兩日音樂取調ノ
 成績報告ノ爲メ大演習ヲ昌平館ニ開キ本省卿輔以下
 諸官及ヒ内外貴紳ノ臨場ヲ牒請シ本掛傳習生兩師範
 學校及ヒ學習院等ノ諸生徒ヲ會集シ諸樂演奏ヲ舉行
 セリ

一月三十日ニ於テハ音樂教師メイソン氏唱歌并音
 樂進歩ノ情況ヲ報告ス其要旨ハ蓋シ今日此處ニ報
 告スルヲ得タル音樂取調ノ事業ハ數年前伊澤修二
 目賀田種太郎ノ二君等米國ニ在學ノ際既ニ其萌芽
 ヲ發シタルモノニテ當時此二君本務ノ余暇ヲ以テ
 余カ宅ニ會シ音樂ノ事ヲ研究セラレ終ニ其由ヲ文
 部省ニ開陳セラレタリ然シテ同君歸朝ノ後適文部
 省音樂取調掛ヲ置カレ伊澤修二君ヲシテ其事ヲ掌

理セシメマタ遠ク余ヲ迎ヘラル爾來唱歌ヲ以テ東
 京師範學校東京女子師範學校及學習院等ノ生徒ニ
 授クルニ其進步ノ著シキモノアリ今日該諸學校ノ
 生徒ヲシテ演奏セシムルトコロニ由テ諸君之ヲ實
 際ニ徵セラレヨ云云ノ事ヲ述ヘリ右終テ東京師範
 學校附屬小學生徒唱歌掛圖第二曲及單音唱歌七種
 ナ演ス右退出シテ音樂取調掛傳習人洋琴六曲ヲ奏
 ス後東京女子師範學校生徒音樂取調掛助教員及傳
 習人合併ニテ單音唱歌三種複音唱歌一種高等單音
 唱歌二種ヲ演ス休憩後本邦俗樂ヲ奏ス
 同三十一日ニ於テハ音樂取調掛長伊澤修二音樂取
 調ノ現況ヲ報告ス其要旨ニ從來音樂取調掛ニ於テ
 我邦ノ音樂ト他ノ文明國ノ音樂トニ別アリヤ加何

ヲ研究セシニ彼我ノ音律ハ理論上ニ於テハ小差ア
 リトイヘ凡實際ニ於テハ全ク相同シキモノト爲ス
 ハ東西音樂家ノ證認スルトコロナリ然リ而シテ彼
 我ノ音律相同シトスルハ其旋律ノ法如何ヲ究メ
 ザルベカラス是レマタ彼我ノ旋律ヲ同一ノ標準ニ
 歸セザレバ能ハズ即チ各國普通ノ樂譜ニ據ルニ如
 クモノナシ然ルニ我邦ニ於テハ笙ハ笙ノ符アリ笛
 ニハ笛ノ符アリ俗曲等ニ於テハ樂譜ナクシテ一ニ
 記憶ニ屬スルモノ多シ故ニ本掛ハ從來本邦風ノ樂
 譜アルモノハ之ヲ普通ノ樂譜ニ移シ其無キモノハ
 新々ニ之ヲ附スルニ據リテ我國旋律ノ法ヲ研究ス
 ルヲ得タリ斯ク如ク本邦ノ音樂ヲ解剖シテ其美惡
 ヲ比較判定スルヲ得ルニ至テハ樂曲ノ善美ナルモ

歌作ノ宜キヲ得サルモノハ其歌ヲ改作シマタ樂曲
ノ旋律宜キヲ得ルモ和聲ニ乏シキモノハ之ヲ調和
シテ其和聲ヲ作ルベシ又彼我ノ旋法ヲ酌量シテ新
曲ヲ製スベシ既ニ本掛ニ於テ製作セシモノ數曲アリ
大和撫子仁義禮智鏡ナス等是ナリ此他希臘古樂
旋法中ニ我音樂ノ律呂二旋法及俗曲旋法等皆具有
シタル事ヲ説キ且唱歌集出版ノ事樂器試製ノ事國
歌資料撰定ノ命ヲ蒙リシ事情等ヲ述ベタリ
抑該兩日ハ天氣清朗ニシテ寒將ニ去テ春將ニ來ラ
ントスルノ好晷ニ際シ本省卿輔已下諸官ハ云ニ及
バズ皇族大臣外國公使其他朝野ノ紳士學校生徒親
族朋友ノ臨場實ニ意外ニ出テ滿館立錫ノ地ナキニ
至レリ蓋シ和漢洋雅俗諸樂曲ヲ一場ニ演奏セルハ

本會ヲ以テ嚆矢トス本會ノ執行ハ音樂ニ係ル思想
ヲ社會ニ喚發シ尋テ音樂會ノ興行等陸續世ニ行ハ
ルニ至リシハ本會與リテカアリトス
明治十五年七月メーソン氏賜暇ヲ以テ歸國ス
同年十一月メーソン氏解雇
明治十六年二月十日獨逸人フランツエケルト氏ヲ雇
入レ管絃樂及樂曲調和ノ事ヲ囑ス

内外音律ノ異同研究ノ事

其一 音楽教師メトソン氏來航ノ始メニ當リ本邦在
來ノ諸種ノ音楽ヲ審聽セシメ其音律ノ西律ニ異ナ
ル所アリヤ又其聲曲ノ正理ニ適スルヤ否ヲ訊問セ
シニ同氏ノ言ニ本邦音楽ニ熟スル所ノ諸家奏スル
所ハ毫モ西律ニ異ナルヲナシ但其旋律ノ法ニ於テ
ハ少ク異ナル所アリト云ヒシカ今日ニ至リテハ愈
其眞ニ然ルヲ信シテ毫モ疑フ所アルヲ見ズ
其二 本邦音楽家ニ就キ我音律ノ西律ニ齊キヤ否ヲ
訊問セシニ箏曲家山勢松韻ノ如キハ始メテ「ピア」
ノ音ヲ知リタル時ヨリ其律ト箏ノ調子トハ毫モ異
ナル所ナシト云ヘリ又雅樂家ノ諸氏ニ就テ之ヲ質

セシニ我十二律ハ「ピアン」ノ十二音(全音七半音五ヲ合シテ云フ)ニ殆ト相同シト云ヘリ於是乎東西音樂家ノ説ク所恰モ符節ヲ合スルガ如キヲ知レリ

其三 音樂取調掛ニ傳習人ヲ置キシ以來入學セシ所ノモノハ皆從前或ハ箏曲ニ或ハ長唄ニ或ハ清樂ニ或ハ雅樂ニ通セシ者ナリ故ニ若シ本邦ノ音律即チ從前彼等カ習學セシ所ノ聲曲ヲシテ西洋ノ音律即チ今將ニ習學セントスル所ノモノト大異アラシメバ其成業ハ殆ト期ス可ラザル程ノ困難ヲ來スベシ何トナレバ從前習學シテ深ク腦漿ニ浸入セシ所ノモノヲ全ク除却スルニ非レバ新律ニ移ル能ハザルヲ以テナリ然ルニ其實蹟ニ就テ之ヲ考察スレバ雅樂箏曲長唄等ニ熟セシモノハ其進步特ニ著シク教

師メーソン氏ヲ始メ他ノ洋人等モ其習熟ノ迅速ナルヲ驚愕シテ措カザルニ至レリ亦以テ彼我ノ音律異ナラザルヲ知ルベキナリ

其四 以上歴舉セシ所ノ諸證ハ可ハ即チ可ナリト雖モ皆ナ偏ニ音樂家ノ耳覺ニ賴テ之カ判斷ヲ下セシモノニシテ理學上ノ理論ヨリ之ヲ明決セシモノニ非ス故ニ音樂ニ熟スルモノハ其眞ニ然ル所以ヲ知リテ之ヲ確信スベシト雖モ未タ以テ音樂ニ熟セザルモノヲシテ之ヲ確信セシム可ラズ於是更ニ一法ヲ發明シテ理學上ヨリ之ヲ證センヲ務メ乃チ左ノ結果ヲ得タリ

凡ソ我國ノ樂器中廣ク世上ニ行ハル、ハ三絃ニ超ユルモノナシ故ニ三絃ヲ以テ彈スル所ノ歌曲能ク

西律ニ合スルモノナレバ以テ我民間ノ聲律ノ彼律ニ等キヲ證スルヲ得ベシ故ニ本掛ニ於テハ試驗ヲ施スニ當リ特ニ三絃ヲ用テ其目的ヲ達センコトヲ務メタリ

音律ノ事ヲ精究センニハ空氣ノ顫動數ニ根スル所ノ數理ニ據ラザル可ラス然レモ其事タル頗ル精確ヲ要スルモノニシテ實施ノ困難ヲ極ムルカ故ニ今一ノ便法ニヨリテ之ヲ證明スベシ其方法即チ左ノ如シ

今一絃ヲ取リテ其發スル所ノ音ヲ根基ト定メ其絃ヲ二分シテ之ヲ彈スレバ乙音(本邦ノ第十三律即チ西洋ノ第八音)ヲ發シ之ヲ三分スレバ第五音ヲ發シ之ヲ四分スレバ乙音ノ第八音ヲ發スベシ次ニ之ヲ

五分シ六分シ七分シ八分シテ逐次諸音ヲ發スルハ自然ノ理ニ出ツルモノニシテ之ヲ天然ノ和絃ト稱ス右ノ理ニ從テ各音ヲ發スル所ノ絃ノ長ヲ定ムルコト左ノ如シ

一ハ	第一音ヲ發ス
二分ノ一ハ	第八音即チ第一音(乙)ヲ發ス
三分ノ一ハ	第五音ヲ發ス
四分ノ一ハ	第一音(丙)ヲ發ス
五分ノ一ハ	第三音ヲ發ス
六分ノ一ハ	第五音(乙)ヲ發ス
七分ノ一ハ	第七音短ヲ發ス
八分ノ一ハ	第一音(丁)ヲ發ス

右ノ分數ニヨリテ第一第三第五第七短及第八ノ五

音ヲ發スベキ絃ノ長サヲ定メ得ベシト雖他ノ諸
音ハ之ヲ定ムル能ハズ故ニヘルムホルツナシ
通セシ諸氏ノ說ヲ取り之ヲ補足スルヲ左ノ如シ

- 第一音 十七分ノ十六ナリ
- 第二音 九分ノ八ナリ
- 第三音 五分ノ四ナリ
- 第四音 四分ノ三ナリ
- 第五音 二十三分ノ十六ナリ
- 第六音 三分ノ二ナリ
- 第七音 八分ノ五ナリ

第六音ハ 五分ノ三ナリ
 第七音ハ 七分ノ四ナリ
 第八音ハ 第一音ノ乙音ニシテ 二分ノ一ナリ
 今三絃ノ柱ヨリ棹頭ニ至ルノ距離二尺五寸八分
 ルニヨリ上ノ比例ニヨリ諸音ノ位置ヲ定ムレハ各
 音ノ絃ノ長サ左ノ如クナルベシ

- 第一音 二尺五寸八分
- 第二音 二尺四寸二分八厘
- 第三音 二尺二寸九分三厘
- 第四音 二尺一寸五分
- 第五音 二尺〇六分四厘
- 第六音 壹尺九寸三分五厘

第四音嬰 壹尺七寸九分四厘
 第五音 壹尺七寸二分
 第五音嬰 壹尺六寸一分二厘五毛
 第六音 壹尺五寸四分八厘
 第六音嬰 壹尺四寸七分四厘
 第七音 壹尺三寸三分一厘
 第八音 壹尺二寸九分
 右ノ如ク各音ノ絃ノ長ヲ定メ三絃ノ棹ニ横線ヲ畫シテ其位置ヲ記シ山勢松韻ヲシテ本邦ノ俗曲ヲ彈セシメシニ左ノ如キ結果ヲ得タリ
 第一 三絃ノ諸調子
 本調子ト稱スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第四音トシ三ノ絃ヲ第八音トス

二上リト稱スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第五音トシ三ノ絃ヲ第八音トス
 三下リト稱スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第四音トシ三ノ絃ヲ第六音嬰即チ短第七音トス
 右各調子ノ諸音ヲ定ムルニハ山勢ヲシテ三絃ヲ各種ノ調子ニ合セシメ然ル後第一絃ヲ取り前ニ記スル所ノ諸種ノ横線上ニ於テ之ヲ押へ或ル點ニ於テ發スル所ノ音第二絃ト合スルハ同律相應スルノ理ニヨリテ忽チ其顫動ヲ第二絃ニ傳へ又他ノ點ニ於テ發スル所ノ音第三絃ト同律ニ至ルハ其顫動ヲ第三絃ニ傳フルヲ以テ眼能ク律ノ異同ヲ判スルヲ得タリ甲ハ全ク耳覺ニヨリテ音律ヲ調シ乙ハ偏

ニ視力ニヨリテ其異同ヲ檢シ甲乙ノ成績恰モ符節
 ナ合スルカ如ク前條掲クル所ノ諸音ヲ得タルハ亦
 奇ナラズヤ
 三絃ニ用フル各調子ノ上ニ掲ル所ノ如キハメーソ
 ン氏ノ早ニ發見セシ所ニシテ他ノ洋人及日本人中
 ニモ其然ル所以ヲ説キシモノ既ニ數名ノ多キニ至
 レリ然レモ理學上ノ道理ニヨリテ之ヲ證明セシハ
 蓋シ前記ノ試験ヲ以テ始トスルモノナリ
 本邦三絃ノ調子ノ西律ニ同シキハ既ニ前ニ説クカ
 如シト雖モ其奏曲ノ際果シテ正律ニ合スルヤ否ヤ
 ハ未タ世人ノ知ラサル所ナリキ然ルニ本掛ニ於テ
 ハ又一ノ試験ニヨリ其真ニ然ル所以ヲ發見セリ即
 チ横線ヲ棹上ニ畫シテ諸音ノ位置ヲ定メタル所ノ

三絃ヲ取り山勢氏ヲシテ本邦ノ俗曲數種ヲ奏セシ
 メシニ其際同氏ガ指頭或ハ甲ノ横線上ニ或ハ乙ノ
 横線上ニ至リテ之ヲ押ユルモ未タ曾テ線上ヲ離レ
 テ他處ニ走ルコトナシ同氏ハ素ヨリ盲人ナルヲ以テ
 其横線何ノ處ニ畫セルヤヲ知ルノ理斷エテ有ルコ
 ナシト雖モ其指頭ノ全ク各音ノ位置ニ至ルヲ見レ
 ハ以テ我俗曲ニ用フル所ノ聲律ハ自ラ西洋ノ律ニ
 異ナラザルヲ證スルニ足ルベシ尤三絃ノ如キ不完
 全ナル樂器ハ音調狂ヒ易キモノナルヲ以テ理學的
 ニ精確ナル結果ヲ求メンコトハ得テ望ム可ラザルナ
 リ

第二 箏曲ノ調子
 平調子ト稱スル所ノモノハ二ノ絃ヲ第一音ト

シ三ノ絃ヲ第二音トシ四ノ絃ヲ第二音嬰即チ短第三音トシ五ノ絃ヲ第五音トシ一ノ絃ハ之ト同律ナリ然シテ六ノ絃ヲ第五音嬰即チ短第六音トシ七ノ絃ヲ第八音トス即チ二ノ絃ノ乙音ナリ其他諸絃ハ次ヲ逐テ諸音ノ乙音トナリ又斗爲巾ノ三絃ハ丙音トナルモノナリ箏曲ニ用フル所ノ調子ノ類多シト雖其律ニ異ルトユロナキハ準シテ知ルヘキナリ

右ニ掲ケタル平調子ナルモノハ西洋ノ短音階ニ毫モ異ナルヲナシ抑モ短音階トハ第三音ト第六音ノ短ナルモノヲ稱スルナリ

西洋ノ音樂ニハ長音階ト短音階トノ二種アリテ之ヲ併用セザルニ非ズト雖其多クハ長音階ヲ用ヒ短

音階ハ悲哀ノ曲ノ如キ陰氣ヲ帶ルモノニ非レハ之ヲ用フルヲ甚稀ナリ然ルニ本邦ノ音樂ニハ短音階ヲ用フルヲ却テ多ク偶々長音階ヲ用ヒント欲スルモノハ第三音ト第六音トヲ高クスト云ヘリ今長短二種ノ音階ヲ示ス左ノ如シ

長音階

短音階

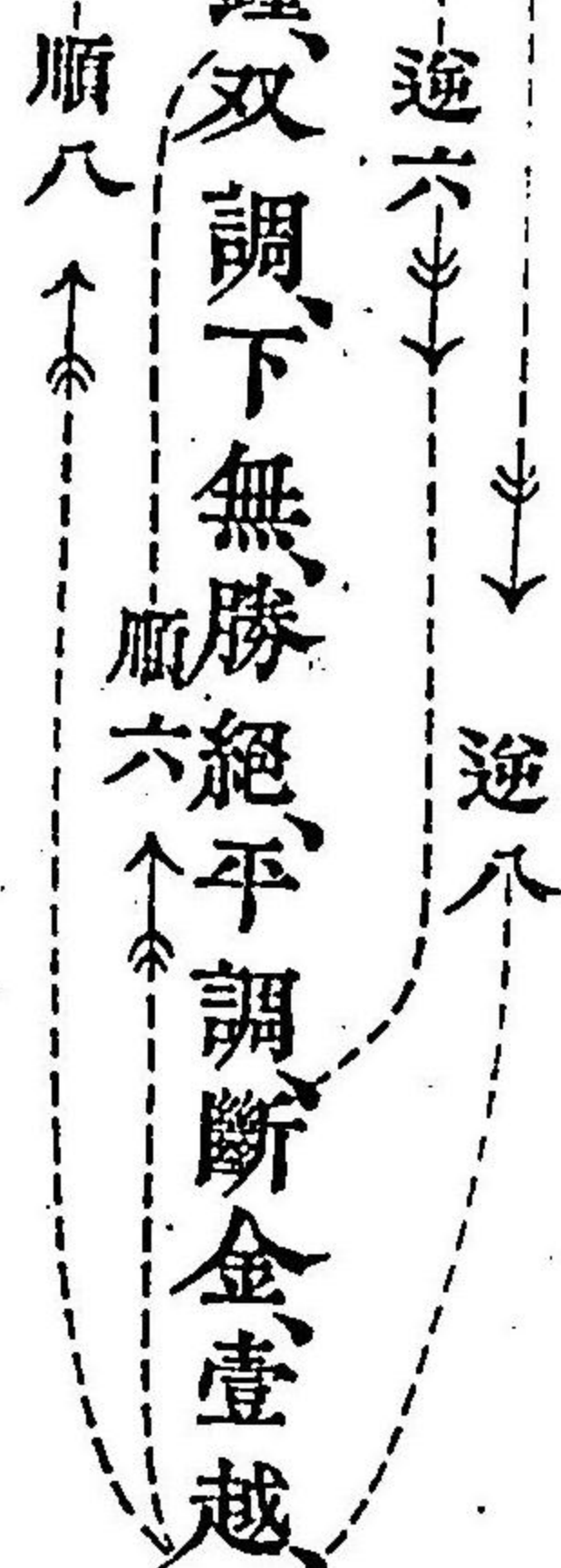
音八第	音八第
音七第	音七第
音六第	音六第
音五第	音五第
音四第	音四第
音三第	音三第
音二第	音二第
音一第	音一第

以上歷舉スル所ノ諸證ニヨリテ見ルモノハ我音律ト西洋ノ音律トハ毫モ異ナル所ナシト論決シテ可ナリ

本邦音階ノ事

我邦在來ノ音樂ハ之ヲ大別シテ二種トス曰ク雅樂曰ク俗樂是ナリ蓋シ雅樂ハ支那傳來ノ音樂ナリ支那ノ音樂ニ於テハ宮商角徵羽ト云フイアリ之ヲ總稱シテ五聲ト曰フ是レ音樂ノ基礎ヲナスモノニシテ支那ニ於テモ其由來最モ久シ然リ而シテ支那ニテハ音律ヲ調スルニ古來三分損益ト云フイナ唱ヘ日本ニテハ順八逆六ト云フイナ唱ヘ來レリ其大畧ハ左ノ如シ

壹越、上無、神僊、盤涉、鸞鏡、黃鐘、鳧鐘、双調、下無、勝絕、平調、斷金、壹越



今音樂上ノ術語ヲ以テ之ヲ説ケハ順八ハ第五音ニシ
 テ逆六ハ第四音ニ當レリ即チ順八トハ五音ヲ加フル
 一ニシテ逆六トハ四音ヲ減スル一ナリ故ニ本邦音樂
 家ノ云ヒ來リシ順八逆六ト云一ハ五音ヲ加ヘ四音ヲ
 減スルト同シ但シ呂旋ニ在リテハ此法ヲ以テ諸音ヲ
 取り得ベシトイヘ凡律旋ニテハ少シク難キ所アリ故
 ニ順六逆八ナルモノヲ用フルヲ便トス即チ壹越ヨリ
 双調ニ至ルハ順六ニシテ黃鐘ヨリ壹越ニ至ルハ逆八
 ナリ然レバ則チ順六ハ四音ヲ加フルニ同シクマタ逆
 八ハ五音ヲ減スルニ同シ
 壹越斷金平調等ノ律名ヲ用フルハ唱歌上ニ演奏上ニ
 其他記譜上等ニ不便少カラサルヲ以テ本掛ニ於テハ
 從來(イ)(ロ)(ハ)等ノ假字ヲ以テ其用ニ供セリ即チ二者ヲ

對比スレバ左ノ關係ヲ有スルヲ知ルベシ

ニハハハロイイトトヘヘホニニ
 壹越上無神僊盤涉鸞鏡黃鐘兔鐘双調下無勝絕平調斷金壹越

又宮商角等ニ代フルニハ(1)(2)(3)等ヲ以テセリ是レ要
 スルニ其理ヲ同シテ其用ニ便ナルヲ以テナリ即チ二
 者ヲ對比スレバ左ノ如シ

宮 1
 羽 6
 徵 5
 角 3
 商 2
 宮 1

抑音樂ノ學理上ニ於テハ宮商角徵羽ノ五聲ヲ以テ足

レリトスルトコロナリトイヘ正實地家ニ於テハ樂曲
 製作上ナホ不完全ヲ覺フルニヨリ更ニ二ケノ變聲ヲ
 要シ之ニ由テ始メテ音律ノ完全ナルヲ得タルモノト
 ス但シ此變聲ノ入ルベキ所ハ甚タ不定ナリト雖正何
 レニセヨ變聲ヲ要スルハ必定ナリ蓋シ呂旋ニ在リテ
 ハ其變聲ハ先ツ之ヲ角ヨリ順八ニトルベシ角ヨリ順
 八ハ即チ變宮ナリ因テ次ニ變徵ヲトル變徵ハ變宮ヨ
 リ逆六ニシテ之ヲ得ベシ是レ本邦音樂實地家ノ要ス
 ルトコロノモノナリ

備之ヲ西樂ニ所謂自然長音階ニ比スベシ該音階ニテ
 ハ本掛所製ノ調絃歌ノ如ク先ツ(1)ヨリ(4)ニ至リ次ニ
 (1)ヨリ(5)ニ至リ次ニ(5)ヨリ(2)ニ(2)ヨリ(6)ニ(6)ヨリ(3)
 (3)ヨリ(7)ニ至ル然レハ自然長音階ト日本呂旋ト異

ナル所如何ト云フニ呂旋ニ在リテハ(4)ノ音程半音高
 シ即チ嬰第四音ト爲ル是レ變宮ヨリ逆六ニ取リタル
 ナ以テナリ然レ正若シ之ヲ宮ヨリ順六ニトラバ則チ
 其第四音ノ正シキモノヲ得ベシ故ニ其相異ナルトコ
 ロハ獨リ變徵ノ取方ノミニ存セリ變徵ハ或ハ退徵ニ
 至リ第四音トナルコアリト云ヘリ夫レ自然長音階ト
 我呂旋トハ此ノ如クタゞ一ケ不定音ノ異ナルトコロ
 アルノミトス然リ而シテ變徵ハ我音樂ニ出ルコ甚タ
 希ナリモシ此變徵ノ常用ナルモノナランニハ此音ノ
 ナキニ苦シムベシ然レ正變徵ハ至テ希ニ出ルヲ以テ
 此ノ變徵ノ全ク欠クルモマダ理論上及ヒ技術上敢テ
 大ナル影響ナキモノトセリ

自然長音階ト呂旋ト相等シキコ其レ此ノ如シ故ニ之

ニ (1) (2) (3) 等ヲ記入スレバ左ノ如シ

自然長音階	1	宮
	7	宮 變
	6	羽
	5	徵
	4	徵 變
	3	角
	2	商
	1	宮

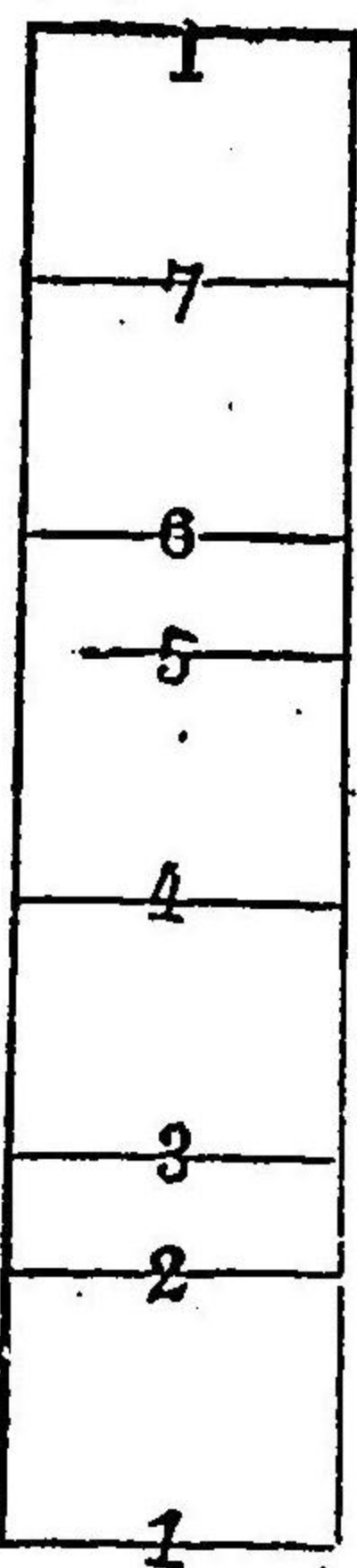
蓋シ變徵ハ (5) (♯4) (5) ノ (ヤ) ニ當リ西樂ニ於テモ此音ハ最モ動キ易キモノトス
 次ニ律旋ニ就テ述ベントス律旋モ亦宮商角徵羽ヲ以テ成レリ但シ此旋法ニ於テ先ツ呂旋ニ異ナル所ハ角ニ在リトス即チ律角ハ呂角ニ比スレバ一律ヲ高クス

其調音ハ宮ヨリ順八ニテ徵ヲトル徵ヨリ逆六ハ商トナリ商ヨリ順八ハ羽トナル茲ニテ呂旋ナレハ羽ヨリ角ヲ取ルベキナレ律旋ナルヲ以テ宮ヨリ順六ニ其角ヲ求メザル可ラズ律旋ノ五聲既ニ成ル然レ律旋モマタ五聲ノミニテハ少シク足ラザルトコロアリ故ニ嬰羽嬰商ノ變聲ヲ要セリ嬰羽ハ角ヨリ順六ニ當リ嬰商ハ嬰羽ヨリ逆八ニ當ル順六逆八ハ律旋ヲ調スルニ必要ノモノトス雅樂ニテ箏ヲ調フルニモ實際順六ノ法ヲ用フルト云フ律旋此ニ於テ成ル今之ヲ自然短音階ニ比較スベシ

律

旋	宮
	嬰 羽
	羽
	徵
	角
	嬰 商
	商
	宮

自然短音階



今此二音階ヲ比較スルニ自然短音階ニ在リテハ第六音ハ (b6) ニシテ律旋ニ在リテハ (6) ナリ是レ彼此相異ナル一點トス

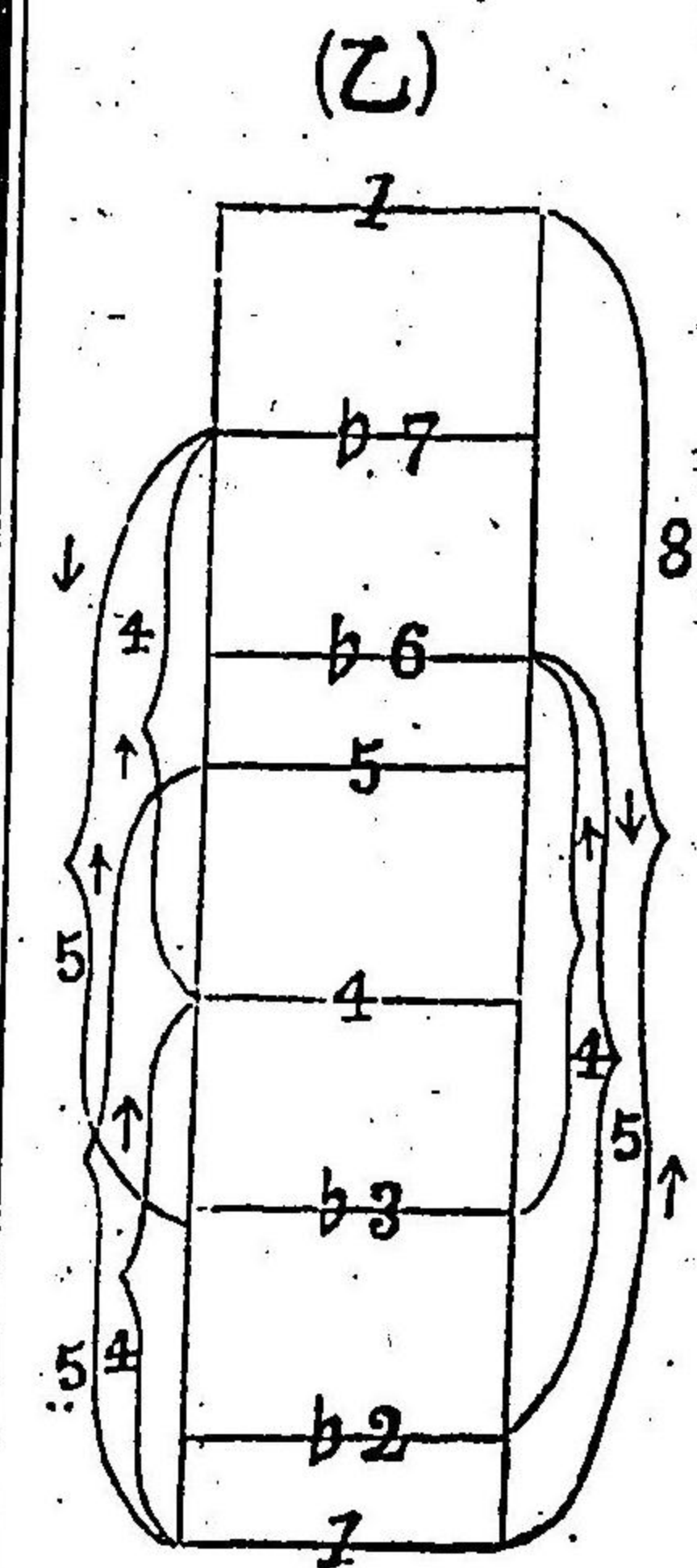
然ルニ律旋ノ唱歌ハ理論上ニハ羽ニ至ルヘシトイヘ凡樂器ナキハ往々 (b6) ニ下ルヲ發見セリ是レ其動キ易キモノナル所以ナリ蓋シ此第六音ハ音階上緊切ナル關係ヲ有スルモノニテ第三音ノ短ナルハ此第六音モ又短トナルヲ常トスルモノ、如シ故ニ呂律二旋法ノ自然音階ニ異ナル所ハ律旋ニテハ (b6) ニ在リ呂旋ニテハ (b4) ニアルモノニシテ其變異タル全ク不定音ニ

屬スルモノノミニシテ大體ニ於テハ相同シキヲ自ラ明了ナルベシ

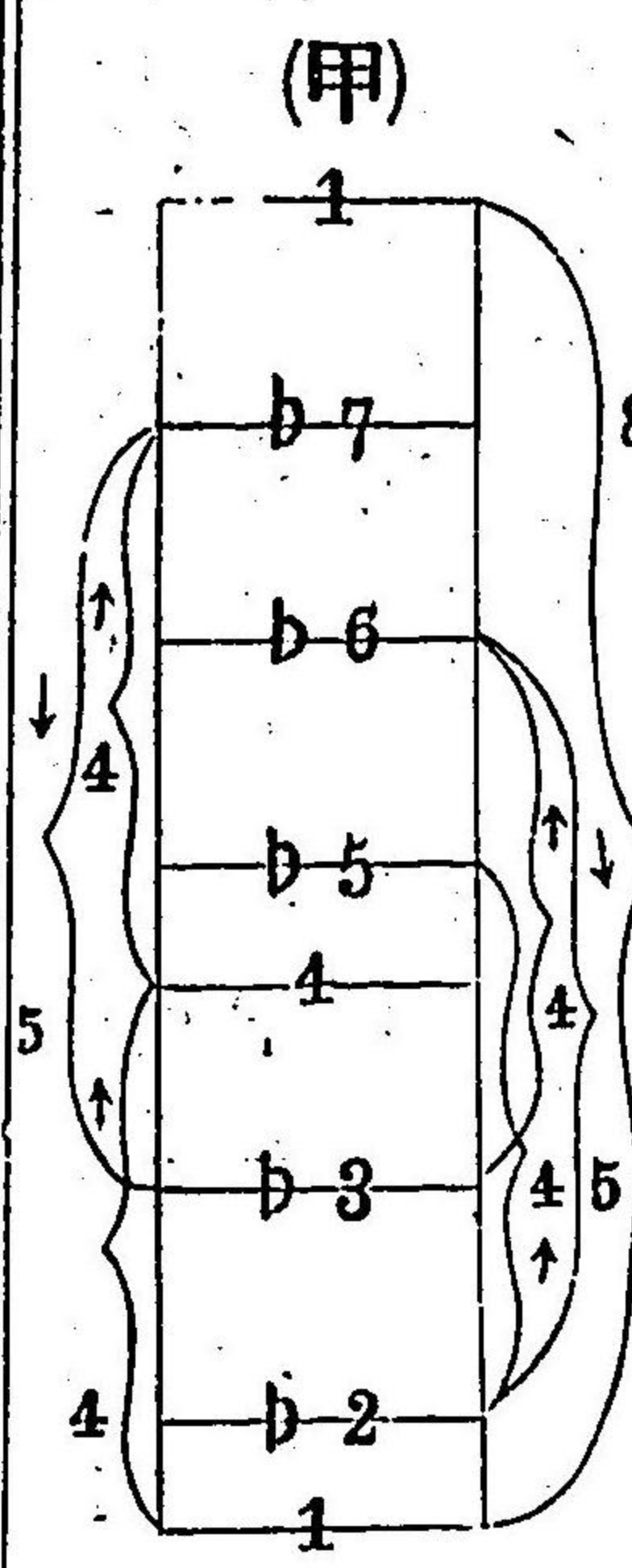
偕是ヨリ俗曲音階ニ涉ルベシ此音階ニ就テハ從來研究シタル者ナクシテ未タ之ヲ確定スル能ハストイヘ凡本掛ノ研究ニヨリ先其眞ニ近キモノニ據テ論ヲ立ントス但シ今日茲ニ其二音階ヲ講述スベシトイヘ未ダ決シテ之ヲ以テ本邦内ノ俗曲皆歸ノモノトハ爲スベカラザルナリ

凡ソ音階ノ研究ニ就テ一困難ハ宮タルヘキ音ヲ發見スルノ難キ是ナリ西洋ノ如ク音階ノ正シク確定セル所ニテハ其事タル甚タ容易ナリトイヘ凡本邦俗曲ニテハ未タ音階ノ一定セルトコロヲ發見セサルヲ以テ甚タ之ヲ難シトス熟古今ヲ歴觀スルニ我俗曲ニ於テ

モマタミナ多クハ宮音ヲ以テ始リ宮音ヲ以テ終ルモ
 ノ、如シタトヒ或ハ宮ヲ以テ始ラサルモ宮ヲ以テ終
 ルアリ蓋シ從來研究シタルトコロニ於テハ俗曲ノ宮
 ハ西樂(ハ)調音階ノ(ロ)ニ當ルモノトス雅樂ニテハ順八
 逆六或ハ順六逆八ノ取方ニテ調ヲ定ムルヲ既ニ上述
 スルガ如シ俗曲モマタ其理然ルヲ信セリ俗曲中一種
 ノ音階ハ即チ左ノ如シ



此音階ニ於テハ先ツ(1)ヨリ(4)ニ取リ次ニ(1)ヨリ(5)ニ
 取リ次ニ(4)ヨリ更ニ四音上ニ取ル即チ(b7)ナリ次ニ此
 (b7)ヨリ五音下ニ取ル即チ(b3)ナリ次ニ(b3)ヨリ四音上ニ
 トル即チ(b6)ナリ次ニ(b6)ヨリ五音下ニ取ル即チ(b2)ナリ
 音階ノ構成上ニテ調子ヲ取レハ如此ナレハ實地音樂
 ニテハ更ニ便法ニ據リテ諸音ヲ調スルモノアリ
 俗曲ニハ此他ナホ一種ノ音階アリ此一種ニ於テハ前
 ノ一種ニ異ナルトコロハ(5)ノトナルノ一點ノミニ
 在リ律ノ取方ハ即チ記號ヲ以テ指示スル如シ



抑俗曲中ニ往々此種類ノモノアリトイヘ田舎ノ童
 謠等ノ如キ風俗歌中ニハ或ハ決シテ此ニヨラズシテ
 却テ自然音階ニ近似セルモノアリ故ニ斯ノ如キ音階
 ナ以テ本邦固有ノ音階トハ爲スベカラザルナリ
 音律ハ生活物ノ作用ニ屬スルヲ以テ演奏ノ際自然ノ
 變化ヲ來スハ數ノ免レザル所ニシテ從來ノ研究ニヨ
 レバ其律次第ニ上騰スルハ信シテ疑ハザルトコロナ
 リ故ニ今日壹越ト稱スル所ノ律モ數百年ノ後ニハ今
 日ノ斷金ニ等シキニ至ルベク又今日ノ黃鐘ハ古昔ノ
 黃鐘ニ等シカラザルハ唯理論上ニ然ルノミナラズ其
 證憑分明ナリトス然リ而シテタトヒ音律ハ斯ノ如ク
 變シ易キモノナルモ其調子ノ取方ニ至テハ千古不變
 ナルモノトス即チ壹越ノ律ヨリ黃鐘ノ律ニトルガ如

キハ壹越ノ律上騰スレバ黃鐘モ亦隨テ上騰スベク其
 四音五音ノ關係ヲ有スルハ未ダ曾テ變ゼザルトコロ
 ニシテ天下普通ノ大理ナリ其詳細ノ如キハ次項ニ就
 テ更ニ之ヲ證論スベシ

希臘樂律ノ事

音樂ハ史冊ニ由ラズシテ樂曲又ハ樂器ニ由リテモ亦能ク其系統血脈ヲ推究スルヲ得ベシ其理例ヘバ地質學上ニ於テ太古ノ時代ニ屬シタル生物ノ化石ト爲リテ今日見ルベキモノアルキハ之ニ因テ數百萬年ノ往時ヲ眼前ニ提出スルヲ得ルカ如シ抑音樂上ノ化石トモ云フベキハ音階ナリ音階ヲ以テハ有史以前ノ太古ニ屬スル事情モマダ之ヲ一目ニ證認スルヲ得ベシ然リ而シテ音樂史上古代ニ屬スルモノ甚ダ多シトイヘル之ヲ證明スルノ最モ確切著明ナルモノハ即チ希臘ナリ

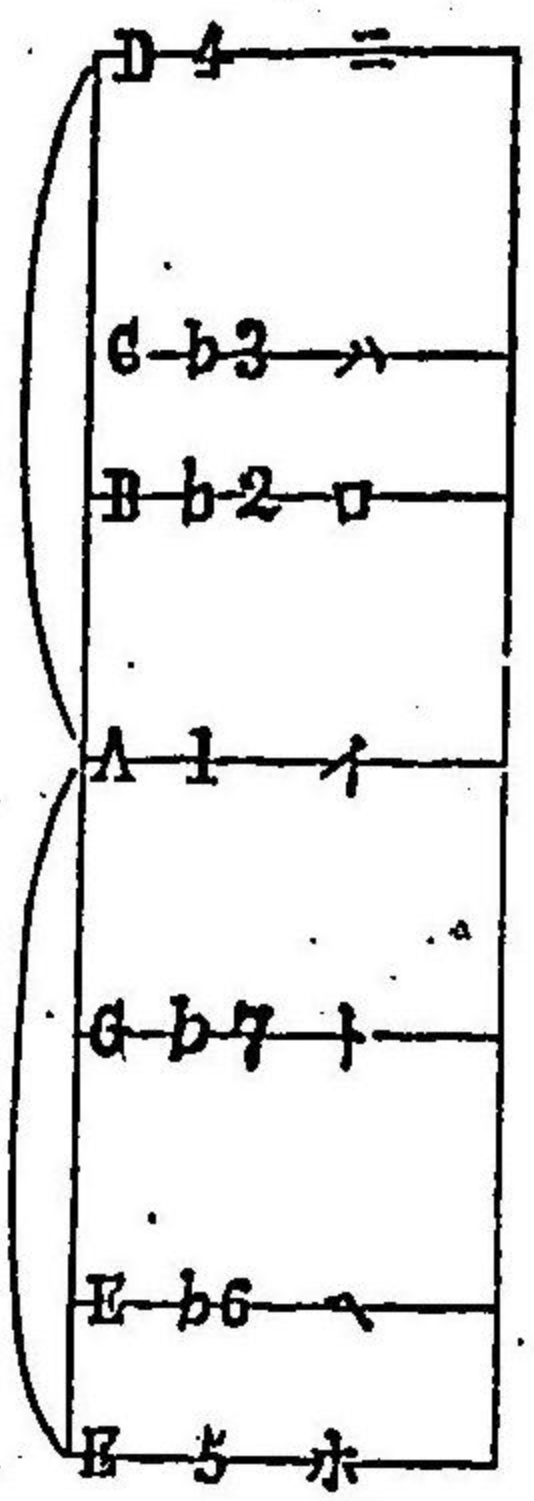
希臘ニテ最モ古キ樂器ハ「ライル」ナリ「ライル」ノ絃ハ初

四筋ニシテ此樂器演奏ノ際ハ之ヲ左ヘ抱ヘ持チ右手ニテ彈ゼシモノナリ其絃四筋ナルヲ以テ又之ヲ「テトラコルド」四絃琴ト稱セリ即チ太古ハ此四絃ノモノナリシカ中古ニ至リ一變シテ七絃ノモノト爲リタリ希臘ニテハ中絃ヲ宮ト爲ス即チ宮ハ常ニ拇指ヲ用ヒテ之ヲ彈シ次ニ食指ヲ用ヒタルモノ、如シ

太古希臘ノ樂器ハ此ノ如ク粗末ナルモノナリシガ他ニマタ我筆策ニ類似シタルモノアリナホ其他二三ノ樂器モアリトイヘ其最モ貴重セシモノハ此「ライル」ナリ但シ此ニ於テ專ラ講究スルヲ要スル所以ノモノハ樂器ニアラズシテ其律ノ取方ニアリ故ニ直チニ其要點ニ進ムベシ抑此樂器ニ於ケル律ノ取方ハ之ヲ音階ニ構成シテ解明スレバ即チ左ノ如キモノト爲ル

宮

合接法即小全法



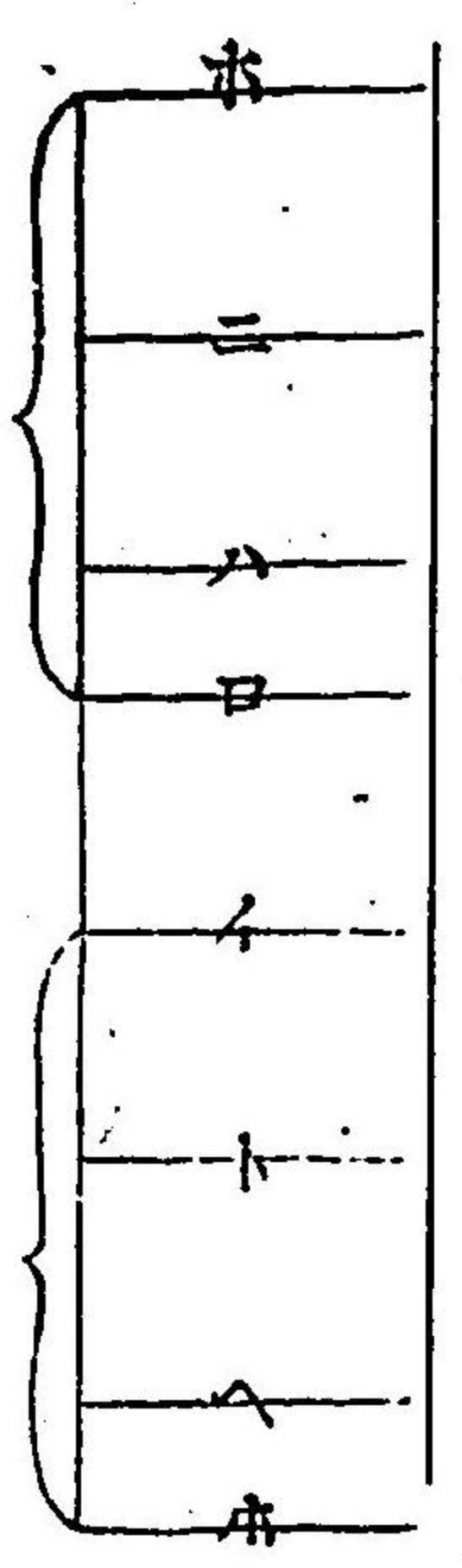
上部四絃 下部四絃

上記スル所ハ希臘最古風ノモノナリ此ニ一ノ奇異ナルヲアリ前項ニ講述シタル所ノ音階中ニ於テ此音階ト符合スルモノアリ即チ俗樂ノ乙種音階是ナリ

夫レ雅樂ノ音階ハ支那ヲ經テ印度ヨリ傳リタリトスルモ俗樂音階ニマタ此ノ如ク符合スルアルハ豈奇ナリト云ハザルベケンヤ今試ニ其理由ヲ述ベン蓋シ

此希臘ノ音階ト現今本邦人ノ俗曲ニ用フル音階ト相
同ジキハ是レ即チ音樂ノ人性自然ニ基ク所以ニシテ
彼此ノ二國音樂ノ大源ヲ一ニシ其進度ヲ同ウスル所
以ナリトセザルヲ得ザルナリ但シ律ノ取方ニナホ一
種ノ方法アリ左ノ如シ

開接法即
大全法



上部四絃

下部四絃

前ノ音階ハ四絃ヲ交組即合接シテ連接シタルモノナ
ルニ此音階ハ粗組即開接シタルモノナリ約シテ其別
ヲ云ハ、前ニハ音階ハ七音ヨリ成リ此ニハ八音ヨリ

成ル即チ實際樂器ニ一絃ヲ加ヘ名ツクルニ一新名ヲ
以テセリ

曩ニ昌平館ニ於テ音樂取調ノ成績報告ノ際講説シタ
ル圖解ハ即チ此大全法ニ於ケルモノナリ抑希臘ノ音
樂ハ大ニ粗ナル所アルヲ免レズトイヘ也今代樂ノ基
本ナレバ研究スルニ足ルベキモノナリ本邦雅樂ノ音
階モ俗樂ノ音階モミナ此希臘音階中ニナキモノハ更
ニ之ナシ即チミナ既ニ希臘ノ音階中ニ包有セリト云
テ可ナリ猶音樂沿革大綱ノ條參照アルベシ遠ク之ヲ
史乘ニ徵シ又之ヲ理論ト實際トニ照ラシテ之ヲ考フ
ルニ到底歸スル所音階ナルモノハ如此モノニテ天然
自然ニ出ルモノナレバ此理ヲ外レテ出來ベキ理由ア
ルコトナシ其情恰カモ酸素ト水素ト結合シテ水ヲ成ス

ガ如ク水酸二素ハ何ヲ以テ水ヲ成スヤ其成ル理法ニ於テハ人智ノ得テ知ルベカラザルトコロアリトイヘ
 凡其水ノ成ルハ事實ノ證スル所ナリ音階モ亦然リ此音階ノ成ルハ如何ナル理ナルヲ知ル可ラズト雖凡其實今古東西ヲ問ハズ決シテ相異ナリタル方法ニ由テ成ルニアラザルナリ唯其少シク相異ナリトスベキハ其宮トスルトコロヲ異ニスルアルノミ然レ凡是レ敢テ音階ノ異ナルニハアラズ宮トスルトコロノ異ナルハ其曲調ノ剛柔勇否ノ度ヲ異ニスルニ因ルモノニテ所謂音樂ノ進度ニ歸因セリ蓋シ宮ハ即チ樂曲ノ主將ナレバ此主將ノ柔弱ニシテ其樂曲ノ勇壯ナルヲ致スベキ理由ナシ彼ノ羅馬希臘等ニ於テモミナ既ニ音階ノ柔弱ナルニ困シミ勇壯ナル人民ヲ作ラシニハ勇壯

ナル樂曲ヲ用ヒザルベカラザルヲ悟リシモノ、如シ當時樂曲ノ主音即チ宮ノ一大勢力ヲ存シ樂曲ヲシテ勇壯ナラシムルニ適スルモノ、ミヲ選ミ以テ遠ク今代樂ノ源ヲ發セシハ亦疑ヲ容レザル所ナリ

附希臘古樂「アポロ」ノ讚歌發見ノ事

希臘古樂ノ今代樂ニ須要ノ關係ヲ有スルハ前段纒述スルガ如シト雖凡其樂曲ノ今日存在シテ研究ノ資料トナルベキモノ甚少ク正眞ノ希臘樂トシテ信ヲ置クベキモノハ全世界中唯二三曲ニ過ギザルノミ此「アポロ」ノ讚歌ハ古昔希臘人カ美術ノ神トシテ敬信シタル「アポロ」ノ徳ヲ頌シテ作りタルモノニシテ實ニ二千有餘年前ノ古樂ナリ抑モ此曲ノ始メテ世ニ知ラレタルハ西曆一千五百八十一年ニ於テ有名ナル天文學士ガ

リレオノ父ヴンセンツ、ガリレオガ以太利國羅馬ノカ
 ーゲナル、セント、アンゼロノ書庫ニ希臘曲ノ寫本アル
 ナ發見シ之ヲ其著書中ニ載セタルニ因レリ其後第十
 七世紀ノ頃英國ニマーク、メイボムナルモノアリ同國
 オックスホルド學士社會ニ希臘文學及ビ音樂ヲ振興ス
 ベキ企アルニ際シ希臘有名ノ音樂家ノ作ヲ蒐集シテ
 一書ヲ著サン、ヲ謀リ大ニ諸家ノ助成ヲ得タリシガ
 遂ニ果サズ博士ジ、ワリス其遺業ヲ繼ギ一千六百九
 十八年頃ニ至リ始メテ著書ヲ完成セシガ其中ニ亦「ア
 ポロ」ノ讚歌ヲ載セリ又佛國ニプレットナルモノアリ巴
 里府佛王書庫中ニ希臘古樂ノ寫本ヲ發見シ一千七百
 二十年ニ至リ之ヲ或ル學社ノ報告書中ニ載セタリシ
 ガ「アポロ」ノ讚歌ハ即チ其一ナリキ是レ歐洲ニ於テ此

曲ヲ傳來シタル畧史ナリ

本邦ニ於テハ明治十三年本掛長此曲ヲチャヘル氏音
 樂史中ニ得爾後其旋律ノ方法等ヲ研究セシニ元來希
 臘古樂ノ調律及ヒ旋律ノ理論等ハ實ニ本邦ノ音樂ニ
 符合シ此曲ハ我盤涉調ニ當ルモノナルヲ發見セリ依
 テ取調掛員芝葛鎮ニ謀リ全ク本邦雅樂ノ法則ニ據リ
 テ之ヲ調和シ三管二絃ヲ用弁テ之ヲ奏セシメシニ其
 律呂ノ旋法ノ如キ殆ド彼我ノ別ヲ知ル能ハザルニ至
 レリ是レ我音樂ハ實ニ理論ニ於テ歐洲ノ古樂ト其趣
 ナ同クスルノミナラズ實際ノ奏曲ニ至リテモ亦大ニ
 異ナルトコロナキヲ證スルニ足ルモノナリ

希臘「アポロ」讚歌本邦樂器譜

琵琶 箏 鳳笙 箏篋 龍笛

盤涉調律旋

琵琶譜

只拍子

下下十七下八八八八八七下七下七
カカカカ七カカ七七七七八下下七下七
カ下下下下下下下下下下下下下下下下下下
七下下下下下下下下下下下下下下下下下下

カカカカ七カカ七七七八下下七下七
七下下下下下下下下下下下下下下下下下下
カカカカ七カカ七七七八下下七下七

箏譜

六六十六六七八七九
半斗九半九半十為巾亦九
九半九半八八八九九半九九半

トッレ引エ引。テリ引ッリレ。チイラレ
四一丁
 引。タラリヤ引。トヨルロリ。タア
一四六凡
 引リイヤ。トヨロヨタラリ。タアレエ引。
六凡四一四
 テエテレ引。タレエチレ。トラアレ
一丁
 タラ。タラリロ。レ引。トヨリラ引。トッラ
一四一四六エ六
 ア引ラ。タル。ラロ。チイラレ引。
一四
 トヨラレラアル。タツロリ。タリロ。トヨ引ホ
四一丁一四一エ凡六四六凡

引。リイヤリ。チラ。トヨラレラロ。タツロ
六凡六エ六四
 リ。タヤ引
六四六凡

龍笛譜

トヨ引ホ。タロ。トロル。引。トヨハア
丁中
 引ア。トヨ。タロ引。トラアルラト。ラ。タチイ
丁中
 チイリ引。トヨラト。ヨダラ。トラル。チイラ引。
上タ上

ト ヲチイラアル。タラト。ロホ。ト。ト。ロ。ラ。ア
テ 五上タ五
 引 ハ。ト。ヲ。ラ。ロ。引。タ。ア。ラ。ト。ヲ。ラ。チ。イ。タ。ラ
テ 五
 六。ロ。引。ト。ヲ。ア。引。ツ。ロ。ア。引。
テ 六
 ト。チ。イ。リ。引。タ。リ。イ。ラ。リ。ラ。ト。ヲ。ラ。チ
テ 五上タ上タ上
 イ。リ。タ。ラ。ア。ロ。引。ト。ヲ。ロ。ロ。ホ。タ。ア
タ上 五
 ハ。ロ。ヲ。ロ。ト。ヲ。ロ。ホ。タ。ラ。ロ。ト。ヲ。チ。イ。リ。引。
テ 六 五

チ。イ。チ。タ。チ。イ。リ。タ。チ。イ。チ。リ。ラ。タ。ラ。ハ。ラ。リ
上 五
 ラ。ロ。タ。ラ。ト。チ。イ。リ。ト。ヲ。ラ。ア。ハ。ト。ラ
上 五
 ハ。ア。ラ。ハ。タ。アル。ラ。ア。ハ。ト。ヲ。ラ。チ。イ。リ。
ミ 五
 タ。ア。ラ。チ。イ。ラ。ア。ロ。タ。ト。ロ。ラ。ア。ル。ト。ヲ。ホ。ヲ
テ 五上タ五
 引。ト。ヲ。ロ。ト。ラ。ハ。タ。ア。ラ。チ。イ。ラ。ロ。タ。ト
六 上
 ロ。ラ。ロ。引
六 上

音樂沿革大綱

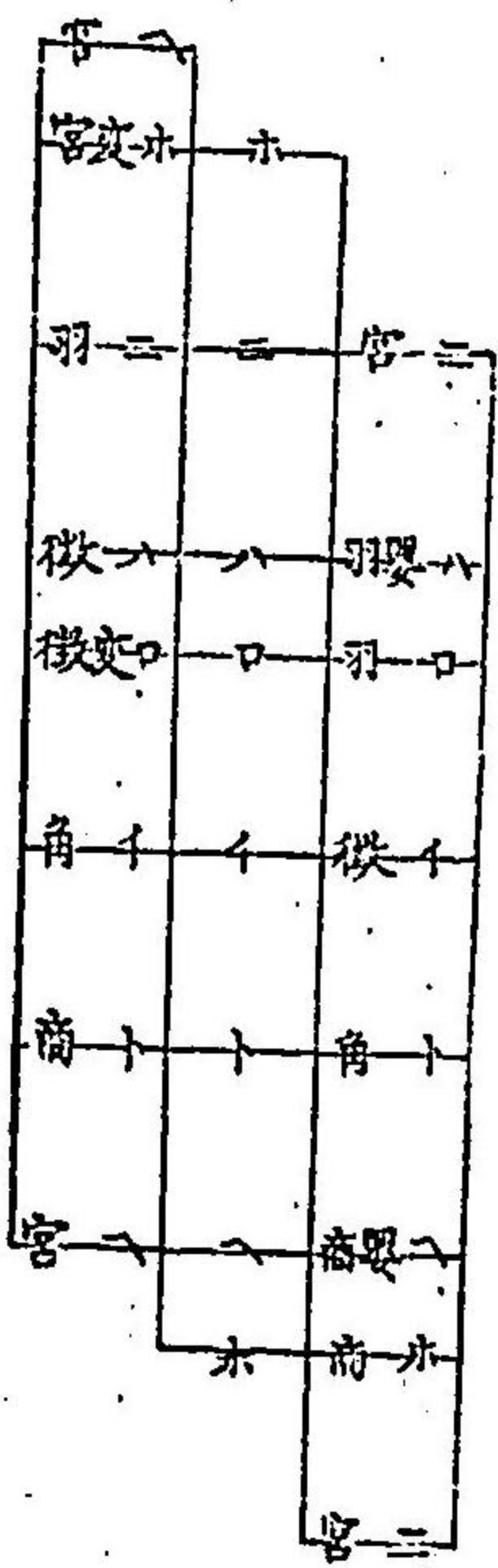
インゲルノ説ニ據ルニ歐洲ノ音樂ハ之ヲ希臘ヨリ傳
ヘ希臘ハ之ヲ埃及ヨリ傳ヘ埃及ハ之ヲ印度ヨリ傳ヘ
タリト云ヘリ而シテ本邦ノ音樂ハ之ヲ支那ヨリ傳ヘ
支那ハマタ之ヲ印度ヨリ傳ヘタリ其間多少變出轉生
ニ係リ且事ノ頗ル太古ニ屬スルヲ以テ或ハ未タ直接
ノ關係ヲ詳カニセザルアリモマタ間接ノ餘流ヲ汲ム
ニアラザルハナシ故ニ東西ノ音樂ハ印度ヲ以テ共同
ノ大源トスベシ抑印度ノ音樂ノ埃及ニ傳ハリシハア
リヤ種族ノ一部ガ西移ノ際ニ在リ即チ印度語ノ歐洲
ニ移植セルト同一ノ機期ニ屬セリトス蓋シ埃及ノ五
聲音階ハ印度ノ五聲音階ニシテ希臘ノ「エンハイモニク

百一
ジーナス「ハマタ此埃及ヨリ傳リタル五聲音階ナリ而
シテ埃及ニ流行シタル最古ノ樂器ハ笛ナリ笛ハ上古
アレキザンドリアヨリ埃及ニ至ル地方ニ於テ貴賤尊
卑ヲ問ハズ誰アリテ一人モ之ヲ吹キ得ザリシ者ナク
殊ニクレオパトラノ父モ之ヲ好ミ吹笛王ノ綽名アリ
トム「ア」ノ説ニ見エタリ此笛ハ即チ印度ヨリ渡リシ
モノトス蓋シ笛ハ所謂五聲ヲ具ヘ印度ニ於テ最モ古
キ樂器ノ一ニシテ上古此樂器ノ印度ニ行ハレシハ其
證ニ乏シカラズ即チ印度人ガ上古ヨリ厚ク信仰スル
偶像ナル「クリシナ」ノ如キハ若年ナル吹笛者ナリ其人
民ノ吹笛ヲ愛稱シタル「」以テ知ルベシ抑笛ハ古今ノ
稱シテ音樂ノ母トスルトコロニシテ畢竟音樂ナルモ
ノハ一片ノ竹端ニ風氣ノ偶觸シテ音響ヲ生ゼシニ由

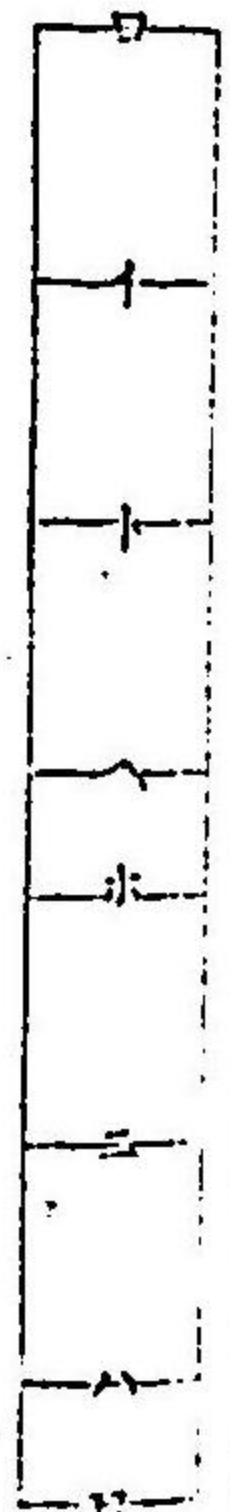
來シ笛ハ天下萬國樂器ノ始祖タル「」疑ナ容レズ故ニ
今日管絃ノ演奏ニ於テモ現ニ其諸樂器ノ律ハ盡ク笛
ニ由テ之ヲ調フル「」一定ノ規則ニシテ其律ノ調フモ
亂ル、モ皆此笛ニ由レリム「ア」ノ説ニ據ルニ埃及ノ
音樂ノ希臘ニ傳ハリシハ埃及ノ人民ガ地中海ヲ航シ
テ對岸ニ渡リ今ノ希臘地方ヲ開拓セシ其日ニシテ即
チ希臘開闢ノ際ニ在リ又ビ「サゴラス」ハ業チ埃及ノ僧
侶ニ受ケ殊ニ音樂ヲ皆傳セリトモイヘリ希臘ノ「ドリ
アン」「フリージア」「アン」及ビ「リジアン」ハ埃及ヨリ移シタル
音階ニシテ樂器モ彼ノ笛ハ云フニ及バス其他種々之
ヲ傳ヘタリ就中希臘ノ最古樂器ノ一ナル「ライル」ハ埃
及直傳ノモノニシテ埃及ノ殿堂ニハ往々此樂器ヲ彫
刻セルモノアリテ其證今ナホ現然タリ「ライル」ハ譯シ

テ立琴ト云フ其律ニ係リテハ希臘樂律ノ條ニ就テ見ルベシ倍此ノ如ク印度ノ音樂ノ埃及ヲ經テ希臘ニ傳リシハ歲月トイヒ距離トイフモ皆非常ニシテ音階ニ至大ノ變革ヲ來スベキニ然ハナクシテ其却テ現時我邦ノ音階ト相同シキハ「アポロ」ノ讚歌發見ヲ以テモ之ヲ概知スルニ足レリ實ニ希臘ノ音階ト本邦ノ音階ト符合スルモノアルハ其證分明ナリ今ヘルムホルツ音樂論ヨリ彼數種ノ音階ヲ抄譯シテ之ヲ本邦雅俗ノ音階ニ照合シ其要ヲ示ス左ノ如シ

希臘「フ」即チ
本邦雅樂律
希臘「ド」即チ
本邦俗樂第一
希臘「ハ」即チ
本邦雅樂呂旋



希臘「ミ」即チ
本邦俗樂第二

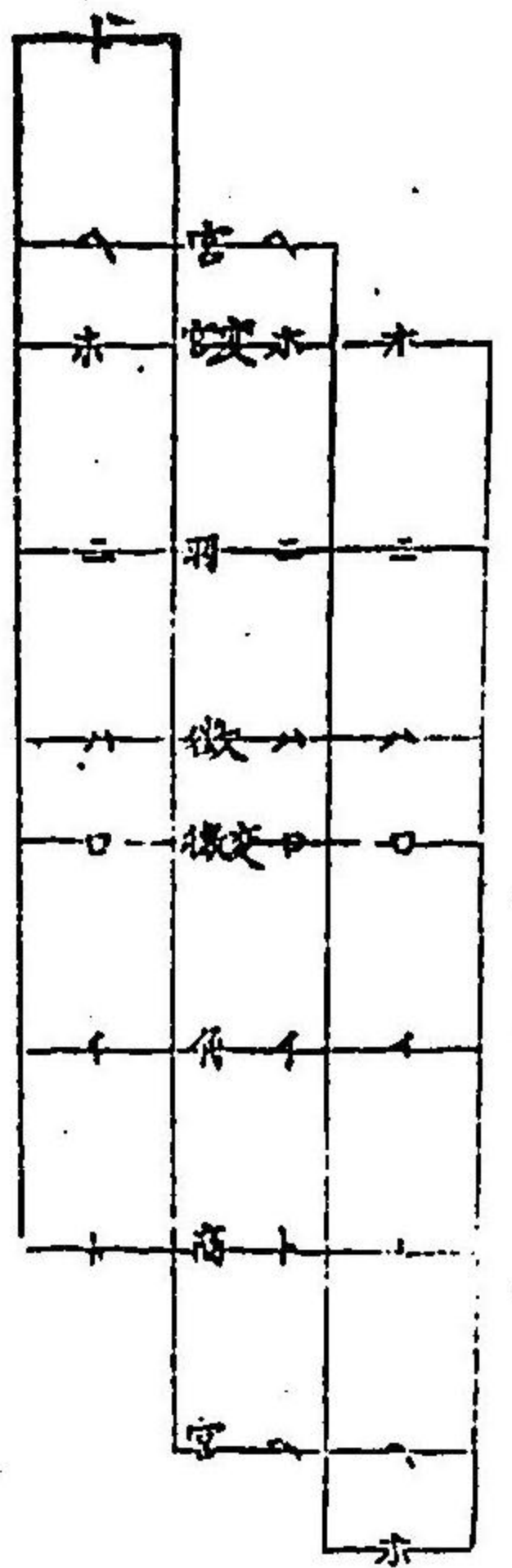


希臘ノ音樂ノ延ヘテ羅馬ニ傳ハリシハ紀元三百年代ノ終ニ在リジ、ハラ音樂史ニ據ルニミランノ教正セ、アンプロース西曆第四紀ノ終ニ方テ希臘ノ遺音ヲ採拾シ始メテ四種ノ旋法即チ四音階ヲ撰定セリ之ヲ安氏ノ旋法ト云フ其第二旋法ハ即チ希臘ノ四聲音階二個ヲ直接連合シタルモノニテ第一及ヒ第四ハ其變體ニ屬シ第三ハ稍新種トス此四旋法中ニ於テモ三旋法ハマタ全ク本邦雅俗樂ノ音階ト符合セリ即チ左ノ如シ

第一旋法即チ
本邦雅樂律



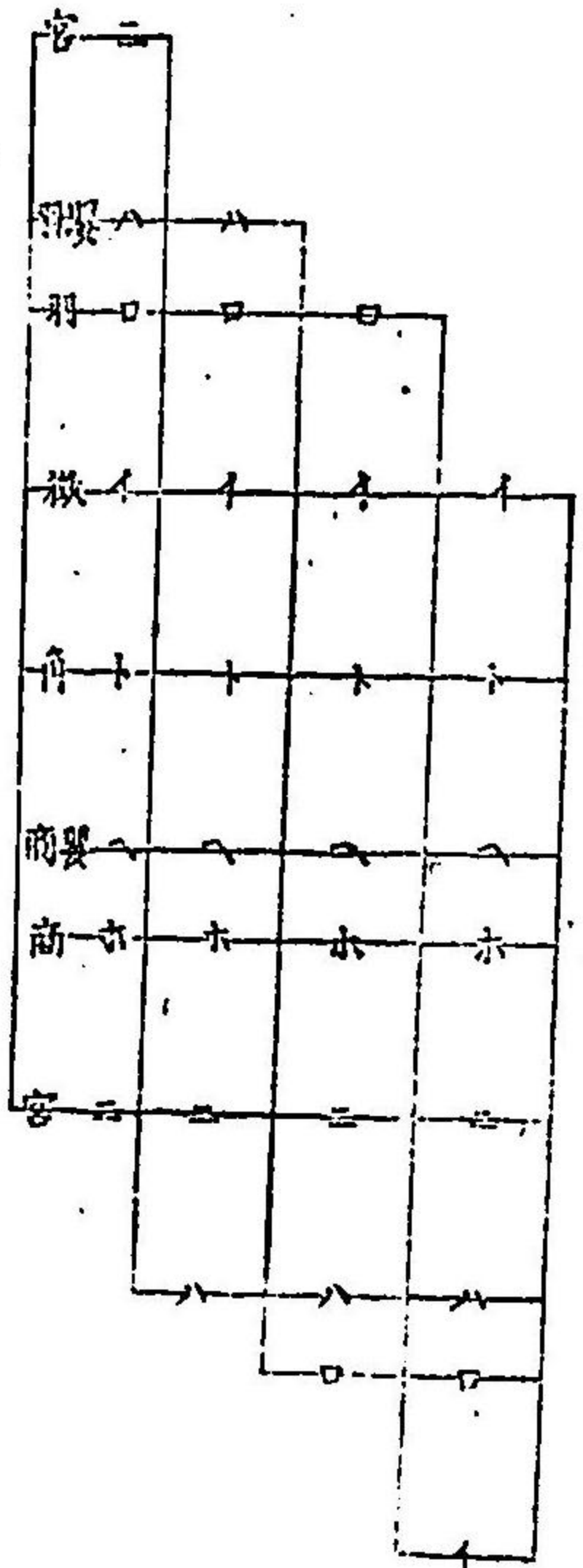
本第二 俗樂法 第一チ
 本第三 雅樂法 呂即チ
 本第四 旋法



後西曆第六紀ノ末ニ及ビ羅馬ニ於テ國體ト共ニ呂律
 モ亂レ音樂ノ衰頽ヲ致セシカバグレゴリー大法王之
 ナ憂ヒセンアンプロースノ遺業ヲ紹キ音樂ノ振興ヲ
 謀リシニ奈何セン其旋法ノ種類僅少ニノ人心ヲ維持
 スルニ足ラザリケレバ更ニ苦考シテ四旋法ヲ撰定ス
 是ニ於テ安氏ノ旋法ヲ名ヅケテ正格旋法トイヒ當時
 撰定シタルモノヲ名ヅケテ變格旋法トイヘリ合セテ
 八旋法ヲ得タリ變格旋法ノ第一音ハ其正格旋法ノ第
 五音ニノ正格旋法ノ第一音ハ其變格旋法ノ第四音ナ

リ此變格四旋法中ニ於テモ二旋法ハマタ全ク本邦雅
 俗樂音階ト符合セリ即チ第二旋法ハ俗樂音階ノ第二
 種ト符合シ第四旋法ハ雅樂ノ律旋ト符合ス即チ左ノ
 如シ

變格旋法 第一即チ
 自然短音階
 同邦 第二即チ
 同邦 俗樂 第二即チ
 自然長音階 第三即チ
 同邦 雅樂 第四即チ
 本邦 律旋



正變都合八種ノ旋法ヲ通覽スレバ本邦雅樂ノ律旋呂
 旋モ俗樂ノ第一種及ヒ第二種ノ音階モ皆此中ニ存在
 セシ一一目瞭然タリ音ニ然ルノミナラズ樂書樂譜ノ

原

譜

*A*udi — tollas audi mag- na manibus audi homo

audi omne quod dicitur sub sole nemo propo- dit — dief. irg. fa pre

mae dief. in msa — dief. amara — qua coelum fugit — sol erubescet

In amara bitur — dief. nigrescit — sidera supra terram cadent —

heu miserit heu miserit quid homo meritam sequerit — laudiam —

譜表ニ用フル線ハ第十一世紀ノ初メニギドールノ發見セル所ナリト云フ此線モ最初四線ニ次ニ十一線トナリシガ後之ヲ分ケテ各五線ノ二部ト爲セリ今ノ五線ハ即チ是ナリ音符嬰變等ノ如キ樂譜用ノ記號ハ尋テフランコンノ發見セシトコロナリトイフ其後羅馬ノ音樂ハ耶蘇教ト共ニ歐羅巴全洲ニ傳播セリ然レモマタ其人物ノ輩出シタル順序及ヒ其多寡ニ就テ之ヲ考フレハ此傳播モマタ自カラ次序アルモノ、如シ蓋シ羅馬ニ次テ音樂ノ盛ンナリシハ白耳義トス白耳義ノ音樂ハ千三百年代ノ終ヨリ同四百年代ノ始ニ方リジューヘーノ振起セシトコロナリ白耳義ニ次クモノハ以太利ナリ以太利ニ於テ音樂ノ興リシハ千四百年代ノ中葉ニ方リテ白耳義音樂ノ大家ジスキング

其節ヲ以太利ノ地ニ觸ル、ノ日ニ起源セリ尋テ音樂ノ日耳曼、佛蘭西、英吉利、西班牙、其他歐洲ノ各國ニ傳播セシハ皆此ジスキングガ以太利ニ養成シタル門弟子ノ業ニ出テタリ

僭彼ノ正變旋法ノ進ンテ今日ノ歐洲樂ニ至リシ所以ヲ推スニ其原由ニ種々アリ蓋シ該八旋法中(ロ)ニ始ルモノ(俗樂音階ノ第二種)ハ不完全第五音ヲ有シ其(ヘ)ニ起ルモノ(雅樂呂旋)ハ三連全音ヲ存スル等ノ如ク多少ノ病患アリ特ニ主調音ノ不規則ナルハ此等ノ旋法ノ通患ニシテ主調音ハアレモ無キガ如シ蓋シ樂曲ニ主調音ノ不定ナルハナホ三軍ニ主將ナキガ如クニシテ其呂律調ハズ故ニ當時ノ樂曲ハ一モ靜止法ニ於テ其宜キヲ得タルモノナシ其情ヲホ俗樂ノ主調音ノ自然

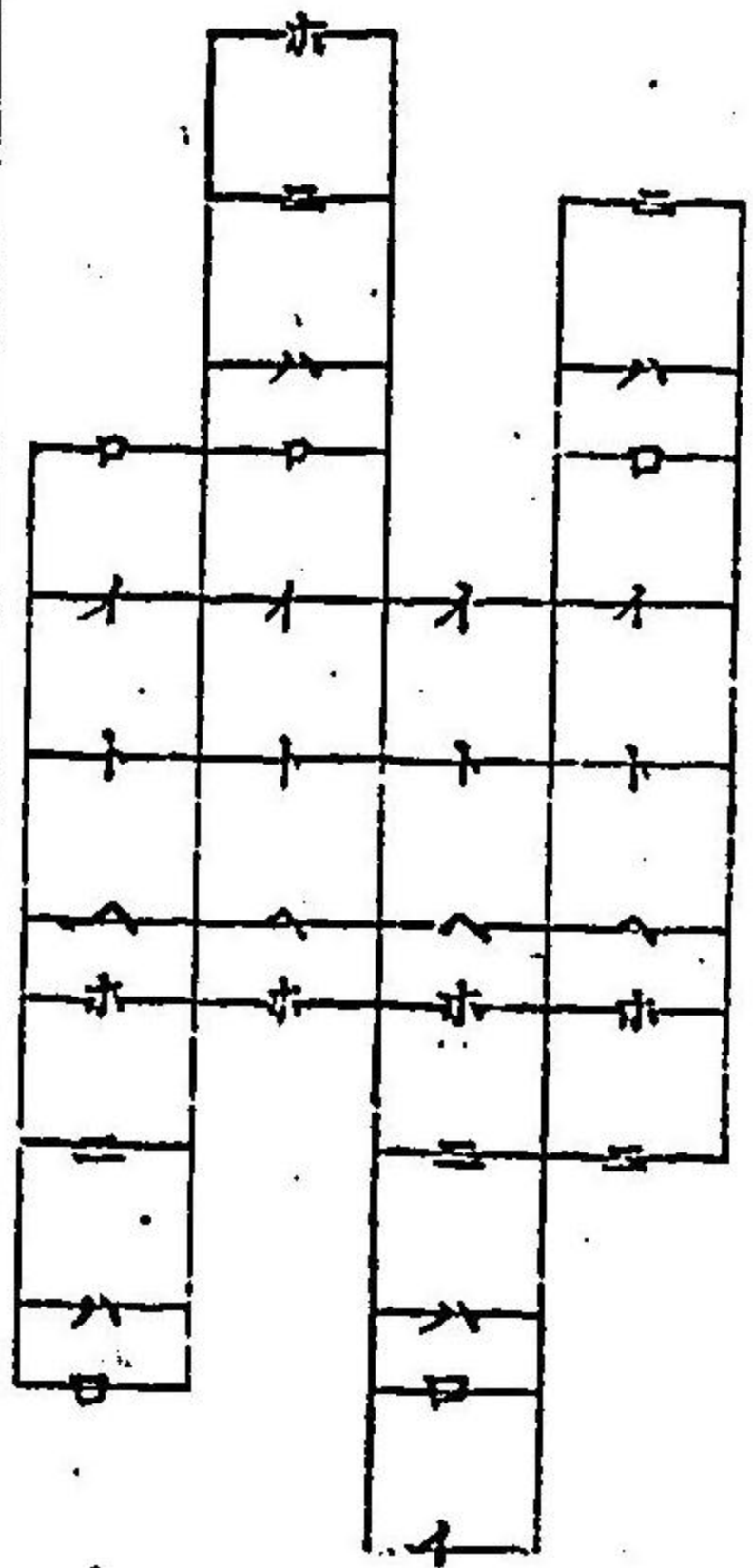
長音階ノ導音ニ終ルノ宜キヲ得ザルト一般ナリキ然ルニ千五百年代ノ中葉ニ當テ彼ノパレストリナガ出テ天下ニ大名ヲ轟カセシヨリ千五百六十二年トレントノ大會議ニ馴致シ遂ニ其議決ヲ以テ數百年來襲用シタル舊樂曲ヲ一朝ニ禁斷シハ氏ヲ以テ新樂曲ノ撰者ニ任ジ爾後ハ氏生ヲ享クル三十有餘年ノ間殆ド一日ノ如ク新樂曲ノ撰定ニ從事シ其撰述スルトヨロ音ニ曲目ノミニシテ數部ノ大卷ヲ成スニ至リマタナルランダス、ラッサスハ獨力ヲ以テヨク二千餘曲ヲ撰述シ其他ナニノ兄弟アチリオ、ガブリーリ、パレンジョー等ノ如キ非常ノ豪傑輩出シテ各其力ヲ極メ妙ヲ競ヒ自由自在ニ主調音ヲ創用シ遂ニ自然音階ヲ表出シ由テ以テ音樂ノ體面ヲ一新セリ即チ此自然音階ハ彼ノセ

ンアンブローニスノ第三旋法ニ於テ本位(ロ)ニ易フルニ
 變(ロ)ヲ以テシ第四旋法ニ於テ本位(ヘ)ニ易フルニ嬰(ヘ)
 ナ以テシタルヨリ導キシモノナリトイフ説アリ左ニ
 掲クル中古用七音窮用十四音階ヲ檢閲セバセン、アン
 ブローニスノ音階ヨリ正格旋法ヲ經進シテ現今ノ長短
 音階ヲ表出シタル所以ノ一端ヲ見ルニ足ルベシ

七音窮用十四音階ノ圖

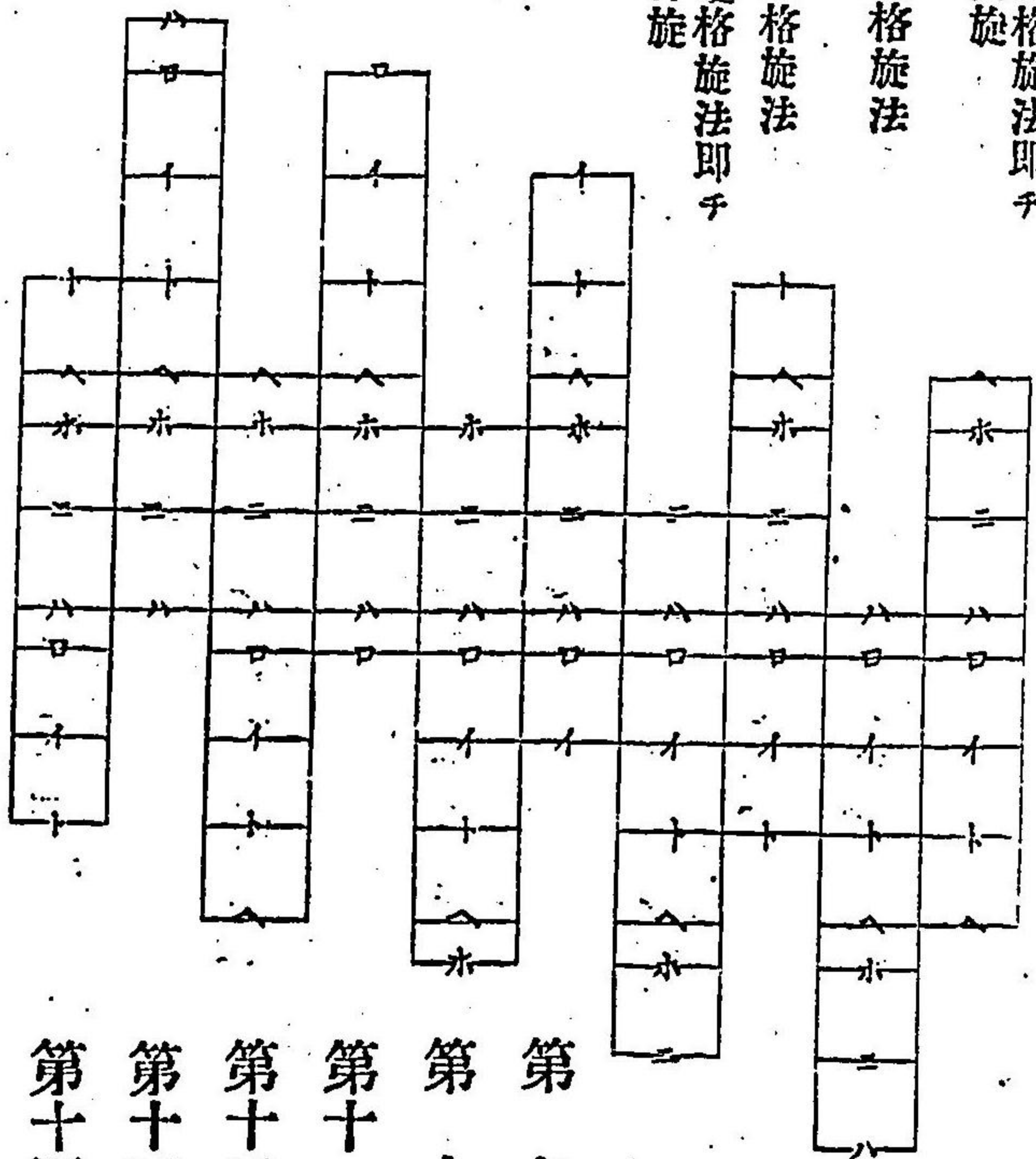
ニ據ルハラ

- 第一 安氏第一正格旋法即チ本邦雅樂律旋
- 第二 額氏第一變格旋法
- 第三 安氏第二正格旋法即チ本邦俗樂第一
- 第四 額氏第二變格旋法即チ本邦俗樂第二



ヘルムホルツニ據レハ希臘ノ「ドリック」エオリック「フリー
 ジアン」三音階ノ轉化シテ今ノ短音階ト爲リシハモン

- 第五 安氏第三正格旋法即チ本邦雅樂呂旋
- 第六 額氏第三變格旋法
- 第七 安氏第四正格旋法
- 第八 額氏第四變格旋法即チ本邦雅樂律旋



- 第九 正格旋法即チ今代短音階
- 第十 變格旋法即チ本邦俗樂第一
- 第十一 正格旋法即チ本邦俗樂第二
- 第十二 變格旋法即チ本邦雅樂呂旋
- 第十三 正格旋法即チ今代長音階
- 第十四 變格旋法

テウエルデノ時ニ創リ第十七世紀ニ至テ完成セリトイ
 ヒマタムニアハラ等ニ據レバ長短第三音ノ關係ヲ檢
 出シ(ハ)調自然音階ヲ第一旋法ト爲シ始メテ完全靜止
 法ノ効用ヲ看破セシ者ハザアリノニシテ今代樂ノ大
 成セシハ第十八世紀ノ中葉ニ在リトイフザアリノハ
 西紀千五百十九年ウエニスニ生レ同千五百七十年ノ
 頃卒シモンテウエルデハ即チ創メテ彼ノ第五度ノ七ノ
 和絃ヲ豫備セズニ用井タル豪傑ニシテ同千六百年代
 ノ初ニ屬セリ由是觀之該自然音階ノ表出セシハ西紀
 千五百五十六年(永祿元)ヨリ同千七百五十六年(寶曆明)
 ニ至ル間ニ在リ則チ其完成ニ達セシ後チホ二百年ニ
 至ラザルモノトス從是西樂ハ日ニ進ミ我樂ハ否ズ此
 等ノ事情ヲ考フルモ西樂ハ實ニ近年ニ至ルマデ我樂

ト同一ナルモノトイフベシ
 印度樂ノ歐洲ニ傳ハリシ轉末ハ大畧上述スルカ如シ
 因テ是ヨリ其マタ本邦ニ渡リシ所以ヲ述フベシ蓋シ
 アリヤ種族ノ一部ハ西方ニ向テ移轉シテホ一部ハ東
 方ニ向テ故郷ヲ出テシガ印度ノ音樂ヲ支那ニ傳ヘタ
 ルハ即チ此東方ニ向テ漂泊シタル者ナルベシ彼ノ支
 那ノ五聲音階モ印度ヨリ出テ本邦ヘハ更ニ支那ヨリ
 轉傳セシモノ、如シ方今支那ノ音階ニ歐洲五聲音階
 ト符合スルモノアリ本邦ニ於テモ亦然リトス是レ其
 證ナリ且支那ニ於テ最モ古キ樂器ハ笛ニ本邦ニ於
 テ最モ古キ樂器モマタ笛ナリ是レ所謂印度ノ「クリシ
 ナ」ヲ拜セシ人民ヨリ傳ハリタル樂器ニシテ而シテ其
 印度ヨリ支那ニ渡リシハ最モ太古ニ屬シ黃帝ノ頃ハ

既ニ世ニ行ハレシモノト信セリ故ニ彼ノ黃帝命伶倫
 取竹解谿之谷以生空竅厚鈞者斷兩節間吹之以爲黃鐘
 之宮トイヘル如キハ是レ彼ノ印度傳來ノ笛ヲ模造シ
 タルナイヘルモノトス何トナレハ帝之ヲ伶倫ニ命シ
 タルハ當時已ニ音樂ヲ業トスルモノアリシ所以ニシ
 テ其竹ヲ印度ニ接スル解谿ニ取リタルハ笛ニ適スル
 竹ノ出所ヲ知レル所以ヲ證シ兩節ノ間ヲ斷リ之ヲ吹
 キタルハ其製法及ヒ使用ノ方法ニ通ジ而シテ其音ヲ
 以テ黃鐘ノ宮ト爲シタルハ業已ニ黃鐘ノ宮タル音律
 ナ熟知セル所以ナレハナリ後マタ印度地方ヨリ笛曲
 ノ傳ハリタル事ニ就テハ杜氏通典ヲ見ルニ橫吹有雙
 角即胡樂也張騫入西域傳其法於西京唯得摩訶兜勒一
 曲李延年因胡曲更造新聲二十八解乘興以爲武樂トア

リ此事マタ律書樂圖等ニモ見エタリ懷竹抄體源鈔等
 ニハ張騫天竺ニ渡リ初メテ摩訶兜勒ノ一曲ヲ傳フト
 モ云ヘリ蓋シ張騫ガ月氏ニ使シ十有三年西域諸國ヲ
 歷遊シテ歸リシハ資治通鑑ニ據ルニ漢武帝ノ元朔三
 年ニアリ抑支那ノ音樂ハ唐虞三代ヨリ周室ヲ歷テ漢
 ニ至ルノ間樂器モ多少其數ヲ増シ且歷代ノ樂ト稱ス
 ルモノモアリシヤニ云ヒ成セ其其實ハ漢ニ至リ第二
 回印度樂渡來ヲ以テ其中興ノ紀元トス即チ張騫歸朝
 ノ後何クモナク武帝ガ元狩三年ヲ以テ始メテ樂府ヲ
 置キ宦者李延年ヲ以テ協律都尉ト爲シ司馬相如等數
 十人ヲ舉テ詩賦歌章ヲ造爲セシメ以テ音樂ノ振興ヲ
 謀リシ如キハ誠トニ前代未聞ノ盛舉ト云ベシ後マタ
 殊ニ明帝ノ時佛法中國ニ入ルヨリ重譯來貢男伎者也

其後國子爲沙門、來遊又傳其方音、漢安帝時天竺獻伎等ノ事、文獻通考ニ歴載スル如ク、益、印度樂渡來ノ大道ヲ開キ、是ニ於テカ、遂ニ支那樂ハ漢廷ヲ以テ大成セリト云フモ、誣言ニアラザルヲ致セリ、後漢以後三國晉南北朝等ニ及ブマデハ、概テ漢ノ制ニ倣フ、梁ノ武帝ハ頗ル音律ニ達シ、自ラ四通ヲ制セシ、ホドノ人物ナレバ、音樂ヲ隆興シタルハ、言ヲ竣タズ、隋文帝ハ開皇ノ初メニ詔ヲ下ダシテ、七部樂ヲ置キ、即チ天竺樂ヲ其一部樂ト爲シタリ、初メテ音樂ヲ雅俗ノ二部ニ分チシモ、マタ此文帝ノ時ニ在リ、唐高祖武德九年ニ太常少卿祖孝孫等ニ詔シテ、更ニ雅樂ヲ考定セシム、孝孫以爲ラク、梁陣ノ樂ハ吳楚ノ聲多ク、周齊ノ樂ハ胡虜ノ音多シト、是ニ於テ南北ヲ斟酌シ、參フルニ古聲ヲ以テシ、卒ニ太宗ノ貞觀

二年ニ至ルマデニ唐雅樂凡八十四調三十一曲十二和ヲ作ルマタ、豫テ協律郎張文收ニ詔シテ、孝孫ト同ジク之ヲ修定セシム、即チ其六月乙酉、孝孫等新樂ヲ奏シ、以テ觀聽ニ供シタリ、太宗ガ即位ノ初メ、群臣ヲ宴シ、秦王破陳樂ヲ奏セシ、フハ載テ正史ニアリ、爾後モ宴會ニハ必ス之ヲ用ヒシトシ、蓋シ此樂ハ太宗初メ秦王タリシ、劉武周ヲ破ラレシ軍中ノ作ニ係ルヲ以テ、其本ヲ忘レザルヲ示スノ意ニ出テタリ、是ヨリ音樂ハ代ヲ逐テ旺盛ニ赴キ、唐室全盛ノ時ニ至テハ、内外ノ教坊二千人、梨園弟子三百人ニ及ビ、其他宜春雲韶ノ諸院及ビ掖庭ノ伎ハ、其數ニアツカラズ、マタ太常ノ樂工ハ萬餘戸ニ至レリ、盛ナリト云ベシ、蓋シ支那ノ音樂ハ唐室ヲ以テ極進ノ度ニ達セシモノニシテ、其本邦ニ傳ハリシモ、マ

々唐室ヲ以テ殆ト其限リトス
 本邦最古ノ樂器トスル笛ハ其傳來甚々舊シ論者或ハ
 此笛ヲ以テ秦徐福ガ傳フルトユロナリトナシ歐陽公
 文集日本刀歌ニ徐福行時書未焚逸書百篇今尙存トア
 ルハ是其證ナリトイヘリ雅樂ノ傳來ハ三韓ノ朝貢以
 來ニ屬シ三韓ノ朝貢ハ人王十代崇神天皇ノ頃ヨリ始
 レリ漢書モ已ニ此頃渡來シ爾後彼國ヨリ文學技藝ノ
 百工ヲ歷朝ニ貢進シタレバ樂人モ其中ニ在リシト明
 カナリ蓋シ三韓ノ樂ハ箕子ガ傳フルトユロニシテ印
 度ノ樂ノ始メテ支那ニ渡リシ後ナホ何クモチク更ニ
 轉傳セシモノニ係リ却テ其純質ヲ保有セルアルモノ
 、如シ其本邦ニ渡リシ事ノ明文ヲ國史ニ掲ケタルハ
 人王十九代允恭天皇紀ニ四十二年正月戊子天皇崩云

云新羅王聞天皇既崩驚愁之貢上調船八十艘及種々樂
 人八十云云トアルヲ始トスマタ人王三十代欽明天皇
 十五年二月百濟ヨリ別ニ勅ヲ奉ジテ樂人德三斤等數
 人ヲ貢シ且請ニ依テ代ラシムトアリマタ欽明天皇元
 年秦漢及ヒ諸蕃投化者ヲ檢シ七千五十三戸ヲ諸國ニ
 編貫セラレシ一事ヲ以テモ業已ニ學藝百工ノ人ノ渡
 リシハ辨ヲ竣タズシテ知ルベシ百濟人味摩之歸化シ
 テ吳國ニ習學セル伎樂ノ舞ヲ傳ヘタルハ人王三十四
 代推古天皇ノ二十年ニ在リ且欽明天皇十三年佛法我
 邦ニ渡來セシヨリ百般ノ佛事起リ音樂モ隨テ世ニ行
 ハレ會マ聖德太子ノ出テ天下ニ令ヲ布キ偏チク伎樂
 舞樂ヲ學習セシメ玉ヒシヨリ樂道遂ニ勃興セリ國朝
 夙ニ音樂ノ効用ヲ看破シ且之ヲ享有セラレシハ抑此

聖德太子ニシテ太子ガ守屋大臣ヲ討タレシ中モ現ニ
 陪臚ヲ奏シテ其軍ヲ進メラレタリトイヘリ人王四十
 一代天武天皇紀ニ十二年春正月云云奏高麗百濟新羅
 三國樂於庭中云云同四十二代持統天皇紀ニ七年正月
 云云韓人等奏踏歌云云トアルハ共ニ雅樂ノ朝廷ニ用
 井ラレシ紀元トス同四十三代文武天皇ノ朝ニ成リシ
 大寶ノ令ニ歌師歌女師歌人歌女舞師舞生笛生笛工ナ
 ドアルヲ伊藤長胤ノ制度通ニコレハ何レモ本國ノ樂
 師トミエタリト解説セリ因テ考フルニ此等ハ即チ唐
 三韓等ノ樂家ヲ採用シテ在來ノ歌ニ節ヲ附ケ舞ノ手
 ナ撰マシメシ人ナイヘルモノナラン其文中ニ樂ノ字
 ノナキヲ以テモ其稍音樂ト稱スルニ足ラザルモノタ
 ルヲ言ヲ待タザルナリ次ニ叙シテ唐樂師高麗樂師百

濟樂師新羅樂師云云トアルハ共ニ規律ノ正シキ音樂
 ナイヘルヲ特ニ樂ノ字ヲ加ヘタル一點ヲ以テモ之ヲ
 斷了スルニ足レリ由是觀之當時ノ音樂ハ殆ド唐高麗
 百濟及ビ新羅ノ樂ニ歸セリト云フモ可ナリ且茲ニ笛
 生笛工ナドノ名ノミ見ユルモマタ笛ノ所謂最古樂器
 タル所以ニシテ笙箏築琵琶琴瑟篪篥鞀鼓等ノ如キ諸
 樂器ハミナ後來ノ輸入ニ係リ當時未ダ之ヲ用井ザリ
 シ所以ナルヲ知ルベシ然リ而シテ此ニ所謂唐樂ナル
 モノハ其傳來ヲ按ズルニ由テ來ルマタ已ニ久シ蓋シ
 從來我邦ノ文物ハ概テ之ヲ三韓ニ取リ人王三十二三
 代ニ至テハ文化頗ル蔚興セリ然ルニ當時三韓ハ兵革
 相尋キ其文學日ニ衰頽シ而シテ我文學ハ日月ニ上進
 シ麻戸皇子ノ如キ秀才積學輩出シテ遠ク三韓學者ノ

上ニ超過セリ因テ朝廷更ニ道ヲ海外ニ求ム是ニ於テ
 方遣隋唐使ノ擧アリ則チ推古天皇十五年始メテ小野
 妹子ヲ隋國ニ派遣セラレシヨリ爾後遣隋唐正副使學
 生學僧等陸續往來シ制度文物凡百ノ事業皆師法ヲ彼
 ニ取レリ是レ隋唐ノ樂マタ我邦ニ渡來セル所以ニシ
 テ即チ我邦ノ音樂史上一大紀元ヲ開キシモノナリ但
 シ此際ニ渡來セル各樂曲器樂士ノ名籍傳統ノ由緒等
 ハ煩擾ヲ厭ヒ之ヲ省畧ス其詳細ハ載テ躰源鈔樂家錄
 樂道類聚等ニ在リ就テ見ルベシ然リ而シテ世ニ所謂
 雅樂中林篁亂聲菩薩迦陵頻胡飲酒蘇莫者拔頭陪臚輪
 鼓禪脫劍氣禪脫河水樂青海波安摩扶南蘇合河南浦等
 ノ如キハマタ皆天竺傳來ノ樂ナリ是レ即チ印度樂ノ
 支那ヲ歷テ日本ニ渡レル史傳ノ歷然タルモノトス且

其安摩ノ如キハ笛ノミヲ以テ演奏スルトコロニシテ
 印度ニ於テモマタ殊ニ古樂ニ屬スルヲ知ルヘシ偕斯
 ノ如ク唐樂等類リニ渡來セシヨリ朝廷ノ大儀ハ云ニ
 及バズ堂塔ノ開眼供養其他民間ノ小儀ニ至ルマテ舉
 テ斯樂ヲ用フルノ風俗ヲ成セリ其情際ハ江家次第及
 ビ其他ノ家記ヲ見テモ之ヲ概知スルニ足レリ寧樂
 朝ニ於テハ人王四十六代聖武天皇佛道ニ由テ之ヲ大
 用セラレシヲ始トシ平安ニ遷都ノ後モ人王五十二代
 嵯峨天皇同五十四代仁明天皇ノ兩主殊ニ音樂ヲ好マ
 セ玉ヒ就中仁明天皇ハ斯道ニ堪能ニオハシマセシカ
 バ親ラ樂曲ヲモ作ラセ玉ヒシホドニテ是ヨリ歷代ノ
 聖主ハ言ニ及ハス公卿以下縉紳等ニ至ルマテ苟モ朝
 廷ノ上ニ趨走スル者ハ大小トナク皆斯道ニ通ゼザル

ナキニ至レリ豈盛ンナリト云ハサルベケンヤ然ルニ
 人王五十九代宇多天皇ノ寛平六七年唐室ノ衰亂ニ際
 シ學生等留止スルヲ得ズ因テ菅原道真奏シテ遣唐使
 ナ罷メシカバ留學ノ事等遂ニ廢止ニ屬セリ抑我邦中
 古文運ノ衰頽ヲ致セシハ其兆ヲ茲ニ發ス乃チ音樂モ
 マタコ、ニ於テ其傳來ノ途ヲ失セリ故ニ雅樂ノ命脈
 ハ既ニ是時ニ絶エタリト云モ可ナリ然レモ當時本國
 傳習以來ノ諸豪モナホ赫々タルヲ以テ會延喜天曆
 隆盛ヲ致スヲ得シモ雅樂ノ全體ニ就テ之ヲ云ヘバ其
 實此等ハ僅カニ其餘涎ヲ引キタルニ外ナラザルベシ
 然リ而シテ一廢一興ハ事物ノ常理ニシテ新異ヲ好ム
 ハ人情ノ自然ナレバ音樂ノ外ヨリ入ル途絶エテ後ハ
 人心ノ方向一轉シマタ既ニ内國ニ萌生セルモノヲ採

テ之ヲ編纂修定スルノ點ニ向ヘリ是ニ於テカ神樂催
 馬樂東遊等起ル俗樂モマタ是レ雅樂ノ沈底ニ乘シテ
 起ルモノトス蓋シ神樂ハ寧樂ノ朝ニモ豐樂院ノ中ナ
 ル清暑堂ニ於テ臨時御宴ノ際執行セラレシ事モアリ
 シガ朝廷ノ大儀ニ例用セララル、ニ至リシハ人王六十
 六代一條天皇ノ時ニ始レリ神樂歌ハ中右記ニ據レバ
 天仁人王七十四代
鳥羽天皇元年元年ノ撰定ニ係ルヲ最古トストイヘリ又
 催馬樂ハ續教訓抄ニ據レバ催馬樂トイフ曲ヨリ出テ
 タリトイフ其名ハ前張ヨリ起ルトモイヒ我駒ヨリ出
 ルトモイフ者アレモ皆信ズルニ足ラズ催馬樂ハモト
 薩摩ノ催馬樂村ニ住ミシ人民ヨリ起リシトノ説或ハ
 中レリトス其史乘ニ見エタルハ三代實錄貞觀人王四十六代
清和天皇元年
 元年ノ條ニ尙侍廣井女王ノ事ヲ述ベテ特ニ催馬樂ヲ

善クストアルヲ始トス然レモ今傳フル所ノ譜ハ人王
 六十四五代圓融花山兩朝ノ間ニ一條左大臣雅信公ノ
 撰定ニ係ルトイヘリ朗詠ハ延喜ノ頃ヨリ起リ東遊ハ
 貞觀三年三月東大寺大佛供養ノ條ニ東舞トアルヲ始
 ト爲シ東遊又ハ駿河舞ナドト唱ヘテ世ニ行ハル、ニ
 至リシハ遙カニ後ノ事ナリトゾ彼遣唐使廢絶ノ後ハ
 朝廷ノ樂モ此ノ如キ雜駁ヲ極メタリ之ヲ要スルニ雅
 樂ハ次第ニ興起進往ノ力竭キ維持保存ノ一點ニ歸着
 シ降りテ戰國亂離ノ世ト爲リテハ悉滅セサルヲ幸ト
 シ委靡今日ニ至ルハ豈マタ斯道ニ於テ遺憾ノ極ト云
 ハザルベケンヤ
 俗樂モマタ印度傳來ノ雜樂ヨリ變出セルモノニテ其
 勃興セシ所以ハ雅樂ノ衰退蝟縮セルト其勢力上流士

人ニ止リテ下民ニ及バザルトニ歸因セリ然リ而シテ
 今ノ所謂俗樂ハ其種固ヨリ多雜ナリトイヘモ其本ヲ
 類推スルニ概テ皆彼ノ猿樂雜戲ニ出テタルモノ、如
 シ猿樂ハ散樂ノ假字ニテマタ散更トモイヘリ即チ文
 獻通考ニ散樂雜戲多幻術皆出西域始於善幻人至中國
 後漢安帝時自是歷代有之トアル是ナリ其支那ヨリ我
 邦ニ傳ハリシハ遣唐使以來ニ在リ但シ人王六十二代
 村上天皇御製ノ散樂策ニハ島瀛來朝而有解頤之觀ト
 書セ玉ヒテ散樂ハ鳴瀛人來朝シテ始メテ之ヲ演セシ
 ヤニ見ユレモ是レ恐ラクハ舊史ノ誤チウケテ書セ玉
 ヘルニヤ鳴瀛人來朝ノ事ハイカ、ト嬉遊笑覽ニ見エ
 タリ本邦ニ於テ其史籍ニ顯ハレタルハ三代實錄貞觀
 三年六月廿八日ノ條ニ有雜伎散樂透撞咒擲云云之戲

トアルヲ始トシ同書元慶四年庚子秋七月廿九日ノ條
 ニモマタ右近衛内藏富繼長尾米繼善散樂令人大笑云
 云トアリ然レバ散樂ハ清和天皇ノ時頃ヨリ始レリト
 ス然レモ宇多天皇ノ御宇即チ廢遣唐使以後ハ猿樂モ
 マタ人心ノ風潮ニ沿フテ一變シ遂ニ新猿樂ノ名アリ
 藤原明衡（一條天皇ヨリ後冷泉天皇マテ五朝ニ係ル人）新猿樂記ヲ以テ知ルベシ此新
 猿樂中ニハ田植ノ時農夫ノ勞ヲ慰ムル仕方ノ曲ナド
 モ出來シ之ヲ名ヅケテ田樂トイヒシガ後其一種ノ歌
 舞ト爲リシハ人王七十三代堀河天皇ノ時ニ在リ永長
 元年夏洛陽田樂ノ流行セシ事ハ大江匡房ノ洛陽田樂
 記ニ詳ナリ是ヨリ田樂頻リニ流行シ猿樂ハ一旦衰へ
 タリ田樂ハ其後本座新座ト分レ互ニ其業ヲ競ヘリ太
 平記ニ人王九十六代後醍醐天皇ノ元弘年間田樂一層

洛中ニ流行シ貴賤之ヲ玩フ北條高時之ヲ聞キ新座本
 座ノ田樂ヲ鎌倉ニ呼下シ興行セシメタリ已ニシテ北
 條滅ビ南北ノ亂トナリテモ足利尊氏マタ甚ダ之ヲ好
 メリ貞和五年十月十一日四條橋ヲ架セントシテ勸進
 ノタメニ新座本座ノ田樂ヲ合セテ競能ヲ四條河原ニ
 興行ス攝籙大臣將軍ヲ始メ之ニ臨ミ朝野群衆ヲ極ム
 此時鼈亂拍子刀玉等ノ曲終リタル後新座ノ樂屋ヨリ
 新工夫ヲ設ケテ猿樂ヲ出セシニ群衆皆興ヲ催シ二百
 四十九間ノ機敷倒レテ死傷多カリシト云フ是レ猿樂
 ノ再變シテ世ニ出テタルモノニテ今ノ猿樂ノ正シキ
 書ニ見エタル始トス然リ而シテ此前後ハ支那ノ雜劇
 ノ再ヒ我邦ニ入來リシ時代ニテ新井白石ノ俳優考ニ
 モ云ヘルアリ鎌倉ノ末室町ノ始ニハ漸ク漢土へ往來

セル人ノ多ケレバ彼元朝ニテ盛ニ行ハレシ傳奇雜劇
 ナド云フ態ヲ見聞シヤガテ田樂猿樂ノ輩ノ古ハニ在
 シ事ノ悅フベク恐ルベク樂シムベク驚クベキ事ナド
 ナ謠ヒモノ、詞ニ作りナシテ歌ヒ舞ケル也此レ彼ノ
 雜樂散更ノ餘風ナルガ一變シテ傳奇雜劇ノ體ニ倣ヘ
 ルハ先ツ田樂ニ始レルナルベシトイヘリ以テ徵スベ
 シ足利ノ始ヨリ猿樂ノ能マタ漸ク行ハレ應永文安ノ
 頃マデハ田樂ト對行ノサマナリシガ終ニ猿樂盛ニナ
 リテ田樂ハ廢レタリ足利義滿ノ時ニ伊賀國服部某ガ
 猿樂ヲ能スト聞キ其頃ニ始メテ置キシ童坊ノ役ニカ
 カヘ觀阿彌ト名乗ラセ猿樂ヲ謠ヒ舞ハセテ之ヲ賞玩
 セリ此觀阿彌ハ即チ觀世流謠ノ遠祖ナリ保生流ハマ
 タ此觀世ヨリ出テタリマタ觀阿彌ノ頃竹田ノ住人禪

竹トイフ者アリ猿樂ニ堪能ニシテ且和漢ノ才學ニ長
 シ新曲ノ作ヲ以テ業トセリ此禪竹ハ猿樂ノ舊家田備
 ノ後ヲ繼興ス之ヲ金春トス金剛ハマタ此金春流ヨリ
 分出セリ且狂言モマタ皆田樂猿樂ニ附屬シタル能狂
 言ヨリ出テタリ今ノ長唄ハマタ重モニ能狂言ヨリ變
 出セルモノナリ元和頃杵屋勘五郎トイヘル者アリマ
 タ猿若勘五郎トモイヘリ猿若ハ猿樂ヨリ出テタル稱
 ナリ即チ此勘五郎狂言師ニシテ小唄ヲ善クシ一派ヲ
 開キタリ之ヲ長唄ノ元祖トス杵屋ハナホ長唄ヲ以テ
 業トセリ其枝葉マタ少シトセズマタ中古琵琶法師ナ
 ルモノアリシガ琵琶法師ノ物語ハ明衡ノ新猿樂記中
 ニ在ル曲名ノ一ニシテ其先ハ即チ新猿樂ヨリ出テタ
 リ而シテ此琵琶法師ノ物語ハ彼朝ニ之ヲ陶真トイヘ

リ堯山堂外記ニ杭州男女醫者多學琵琶、喝古小説平話
 以覓衣服謂之陶真トアル即是ナリ琵琶ハモト印度ノ
 古樂器ニシテ其原語ニ之ヲ「ビナ」トイヘルモノヨリ出
 ツ支那ノ書ニ琵琶ハ胡中ニ出ルトアルハ即チ其印度
 ヨリ渡リシナイヘルナリ琵琶ノ我邦ニ渡リシハ承和
 ノ遣唐使藤原貞敏ガ唐ノ廉承武ニ得テ傳フルヲ始メ
 トス楮琵琶法師ノ物語ノ一變セシモノハ平家ナリ平
 家ハ人王八十二代後鳥羽天皇ノ時信濃前司行長入道
 源平盛衰記ヨリ撰ミテ平家物語ヲ作り之ヲ琵琶法師
 生佛ニ教ヘ語ラセケルニ生佛ノ平家ヲ語ルト他ニ勝
 絶セシニヤ後ハ平家ノミ流行シ琵琶法師ノ物語ヲ平
 家ト呼做スニ至リシヲ以テ其起源トス平家ノマタ一
 變セシモノハ淨瑠璃ナリ淨瑠璃ハ平家物語十二段ニ

擬シテ淨瑠璃御前十二段草子ト名ツケタル物語ヲ濫
 觴トス故ニ淨瑠璃ハ語ルトイヒ又淨瑠璃節ト云ナリ
 淨瑠璃ノ作者ハ通俗ニ織田信長ノ侍女小野阿通ナリ
 トスレド此事ハ還魂紙料ニモ論ズル如ク妄説ニシテ
 享祿四年ノ宗長日記天文九年ノ守武千句等ニ據リテ
 モ其起リハ概チ足利義晴ノ頃ナルベシ淨瑠璃ハ琵琶
 法師瀧野澤住ヨリ興リ日貫屋長三郎薩摩淨雲等之ニ
 嗣キ後ニ薩摩長門、虎屋左内等ニ分レ薩摩ハ更ニ淡路
 大薩摩下リ薩摩土佐等ノ數家ト爲リ長門ハ半太夫、河
 東等ニ分レ虎屋ハ伊勢島角太夫、喜太夫、播磨等ニ分レ
 播磨ヨリ義太夫ヲ出シ角太夫ヨリ、文彌一中、宮古路等
 ナ出シ宮古路ヨリ新内、常磐津ヲ出シ常磐津ヨリ富本
 富本ヨリ清元ヲ出ス等其枝葉末流毛舉ニ違アラズ又

佛家ニ梵唄聲明等アリ梵唄聲明ハ牀源鈔樂道類聚等
 ナ見ルニ承和四年六月十七日慈覺大師ガ唐ノ竹林寺
 ニ入テ引聲念佛ヲ法道和尚ヨリ傳受セシニ大師ノ音
 不足ニシテ其音曲ヲ得ガタク故ニ笛ヲ以テ之ヲ澁河
 鳥ニ合セテ習得セリトアリ是即チ梵唄聲明ノ傳リシ
 由來ナリ然レモ此梵唄聲明モマタ印度傳來ノモノニ
 シテ其由來ハ釋氏要覽法苑珠林笈埃隨筆等ニ詳カナ
 リ引聲阿彌陀經跋ニ云ク引聲阿彌陀經者在昔慈覺大
 師於五臺山傳此曲節云々ト今ノ聲明ハ更ニ是ヨリ起
 リ其流派種々ニ分ル其明細ハ魚山薑芬集ニ見ユ聲明
 ハ即チ後世ノ歌念佛歌說經念佛踊說經與八郎歌念佛
 等ノ遠源ナリ念佛踊ト能狂言トノ婚シテ生セシハ歌
 舞伎ナリ歌舞伎ハ天正ノ頃京師ニ於テ出雲ノ神子阿

國ガ爲セシヲ以テ始トス阿國諸國ヲ徘徊シ江戸ニ來
 リテ興行セシハ慶長十一年ナリトイヘリ落穂集ニ據
 レハ江戸町割ノ始茨原町ニ歌舞伎ヲ願出テ開キタ
 リトイフ之ヲ江戸芝居ノ權興トス巳ニシテ元和ノ頃
 女歌舞伎ヲ停止セラル尋テ猿若彦作若衆歌舞伎ヲ願
 出テ之ヲ今ノ中橋廣小路邊ニ開クマタ寛永九年頃泉
 州堺ノ若衆歌舞伎師村山又三郎江戸ニ來リテ芝居ヲ
 堺町ニ始ム此頃ヨリ猿若座モ堺町ニ移レリ江戸淨瑠
 璃ノ元祖薩摩淨雲モマタ泉州堺ヨリ江戸ニ來リ一派
 ナ開キ寛永ノ頃堺町ニ操座ヲ始メ猿若村山兩座ノ歌
 舞妓及ヒ說經太夫ノ操座ト繁昌ヲ競フ蓋シ操座ハ古
 ノ所謂傀儡子ニシテ傀儡子ハ大江匡房ノ傀儡子記ニ
 詳カナリ鎌倉足利ノ頃モ世ニ行ハレタリ是レマタ彼

ノ散樂雜戲ニ出ヅ淨瑠璃ハ初メ一番ヅ、ノモノ多カ
 リシガ薩摩淨雲始メテ二番三番續ノ淨瑠璃ヲ作ルト
 イヘリ天神記ハ延享三年八月成リ忠臣藏ハ寛延元年
 ニ成ル要スルニ十有餘段モ續キタル長物ハ多ク此時
 代ニ出テタリ淨瑠璃ノ作者モ始メハ井原西鶴ノ如キ
 俳諧師流ナリシガ近松門左衛門出テ竹本義太夫ト相
 投シ陸續名作ヲ以テ相著ハル、ヨリ遂ニ局面ヲ一變
 セリ且淨瑠璃ハ始メ皆操ニ用ヒシモノナリシガ元祿
 享保ノ頃ヨリ歌舞伎俳優モ本色ノ踊ノミヲ專門トセ
 ズ人形ノ仕形ヲ摸シテ段續キノ芝居ヲ爲シ舊風ヲ一
 變シテ今ハ芝居ト爲リタリ始メテ淨瑠璃ニ説經歌念
 佛ヲ附和シテ漸々節奏ヲ易ヘタルハ江都創業ノ頃ニ
 シテマタ之ヲ三味線ニ合セテ曲調ヲ進メタルハ瀧野

澤住ニ始レリトスレハ其專ラ流行セシハ寛永以後ニ
 アリ長唄ノ流行シタルモ喜三郎ガ之ヲ三味線ニ合セ
 タルモマタ此頃ヨリ始レリトス三味線ハ通俗ニ琉球
 ヨリ渡レリトストイヘハ嬉遊笑覽ニハ貞宣ガ淺草舟
 行ノ記ニ三線ハ蛇皮小弓ハ「ラヘイカ」トイヘルモ誤レ
 リ按スルニ「ラヘイカ」ハ「バライカ」ノ誤ニテ即チ三絃ノ
 名ナリ魯細亞ニテシカ云魯細亞ハ爰ニ古ク渡リ來シ
 國ナラ子ハ是ハ「ラテン」語ナルニヤ歐羅巴洲ノ通稱ト
 見エタリ云云トアリ由是觀之三味線ハ往時和蘭葡萄
 牙等ノ通商ガ舶載スルトユロニアラザルカ胡弓月琴
 等モマタミナ琉球ヨリ渡來ストイヘリ太宰獨語絲竹
 初心集藝苑日涉等ヲ見ルベシ箏曲大意抄與書ニ據レ
 バ箏モ或者ノ筑紫ニ於テ異朝ノ人ヨリ傳ヘシヲ筑後

國善導寺ノ僧之ヲ得テ世ニ弘メシモノニテ寛永ノ末ニ至リ八橋檢校越天樂ノ「ふきといふハ草の名」ノ歌ヲ本ト爲シ組ト爲シタルヨリ大ニ世ニ行ハルト云蓋シ以上ニ縷述スルトコロハ音樂源流ノ一斑ニシテ古今沿革ノ全豹ヲトスルニ足ラズ然リトイヘモ彼此ノ音樂ノ其源ヲ印度ニ發スル所以ハ古來歐洲ニ行ハレシ音樂ト我邦ニ行ハル、音階ト相符合スルアル一事ヲ以テモ既ニ之ヲ徵スルニ足レリ況ンヤ其統緒歷然觀ルベキモノアルナヤ

音樂ト教育トノ關係
長短二音階ノ關係

音樂ノ人心ニ感動スル影響ノ大ナル所以ハマタ更ニ喋々スルヲ要セザルモノ、如シ然リト雖モ呂律ノ旋法ニ種々アリ其長否ヲ審察シテ之ヲ取舍セザレバ其得失利害ヲ異ニシ音樂ノ妙用却テ其反對ノ結果ヲ來スハ古今ノ史乘ニ徵スルトコロナリ蓋シ音律ノ旋法ハ古今東西其種アリトイヘモ之ヲ約スルニ長音階ト短音階ト此長短二音階ヲ混同セルモノ少許トニ止マレリ此混同ノ一種ハ姑ク之ヲ舍キ單ニ長短音階ノ得失利害ヲ照査スルニ長音階ノ旋法ニ屬スル樂曲ハ勇壯活潑ニシテ其快情實ニ極リナシ之ニ反シテ短音階

ノ旋法ニ屬スルモノハ柔弱憂鬱ニシテ哀情ノ甚タシ
 キモノトス故ニ長音階ノ樂曲ヲ演スル者ハ心性ノ淵
 底ヨリ歡樂ヲ覺ヘ其快情發シテ容貌ニ顯ハレ之ヲ見
 聞スルモノトイヘ知ラス識ラス亦其快樂ヲ享クル
 ニ至ル而ルニ短音階ノ樂曲ヲ演スル者ハ哀情計ラズ
 悲歎ノ感ヲ催フシ其外貌ニ露ハル、ヤ覆ハントスル
 モ得ベカラザルニ至ル是ヲ以テ幼時長音階ニ由テ薰
 陶ヲ受ケシ者ハヨク勇壯活潑ノ精神ヲ發育シ有德健
 全ナル心身ヲ長養スルヲ得マタ幼時短音階ニ由テ教
 練ヲ受ケシ者ハ柔弱憂鬱ノ資質ヲ成シ無力多病ナル
 氣骨ヲ求ムヘシ而シテ勇健ハ人ノ要スルトコロニシ
 テ柔病ハ人ノ免カレシトスルトコロノモノナリ是故
 ニ歐米ノ各國其唱歌ヲ學校教科ニ充ツルヤ皆此長音

階ヲ採テ短音階ヲ棄ツ是其子弟ナシテ勇偉快活ナラ
 シメン、ナ期シ鬱閉無力ナラシメン、ナ避クル所以
 ナリ希臘ノプラトハ則チ國人ナシテ強豪ナラシメン
 トノ熱心ヨリ啻ニ婉柔ナル樂曲ヲ禁セシノミナラズ
 ナホ此類ノ樂器モマダ盡ク之ヲ禁セリ即チ四絃琴、立
 琴、牧羊笛ノミヲ用ヒ横笛及ヒ一切ノ絲樂器ヲ廢シ音
 階モ心身ノ勇壯ヲ致スニ適セル「フリージア」ノ如キ
 モノ、ミヲ用ヒタリ「ペイン」ノ如キ音樂ヲ知ラザル者
 モナホ其教育學中「グロート」ヲ援キ之ヲ辨ズル「詳カ
 ナリ且長音階ハ東邦ニ於テモ固ヨリ之アリトイヘ
 西邦ニ於テハ實ニ近世表出ノモノニシテ理論ヨリス
 ルモ實地ヨリスルモ教育上ニ於テハ此音階ノ優レル
 ニ若クモノナシ短音階ハ古代ノモノニシテ樂曲ニテ

ハ益古製ノモノニ屬セリ故ニ長音階製ノ樂曲ハ文教
 最進ノ國ニ多ク短音階的ハ其未進ノ國ニ多シ實ニ此
 一事ヲ以テモ教育上ニ用フヘキ樂曲ハ長音階ニ歸ス
 ルヲ知ルベシ即チインゲル萬國音樂論ヨリ左ニ抄譯
 セル表ハ長短調樂曲ノ多少ニ由テ其國教育ノ進度ヲ
 察スベキ一助トス

國名	長調	短調	長起 短止	短起 長止
ゼルマン	九八	二		
スウイス	九二	八		
ポーランド	八八	一〇	二	
セルビア	八八	一〇		二
ボヘミア	八七	一二	一	

ポルチエガル	八五	一二		三
アイルランド	八二	一六	二	
スペイン	七八	二〇	二	
イングランド	七八	二二		二
スコットランド	七二	二五	三	
フランス	七〇	二八		二
ギリイス	七〇	三〇		
ウエールス	六九	三〇	一	
トルコ	六四	二六	六	四
イタリー	五八	四二		
ホンガリー	四九	五〇	一	
フランド	四八	五〇	二	
デンマーク	四七	五二	一	

ワラキニア	四〇	五二	八
ノルウエー	四〇	五六	二
ロシア	三五	五二	一二
スウェーデン	一四	八〇	四二

健康上ノ關係

人體中重要ナル機器ハ其數少ナカラズト雖モ中ニ就
 キテ呼吸ニ關セル諸機ノ最モ重ズベキハ皆人ノ知ル
 トコロニシテ人ノ生命ハ呼吸機ノ健否ニ依リ身體ノ
 強弱ハ此機關ノ良否ニ依ルト云フモ可ナルベシ是レ
 人ハ數日食ハザルモナホ其生命ヲ保ツテ得ベシト雖
 モ呼吸ヲ廢シテ秒時モ之ヲ保存スル能ハザル所以ナ
 リ人幼時ニ在テハ其筋肉骨骼柔軟ナルカ故ニ適當ノ

良法ヲ用弁テ之ヲ發育スルキハ能ク胸膈ヲ開暢シ肺
 臟ヲ廓大スルヲ得ルモマタ難カラズ然リ而シテ此
 目的ヲ達スルノ方法ハ現時教育家ノ研究セル結果ニ
 據レバ適當ナル唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレ
 バ自然ノ定律ニ從ヒテ教授スルトコロノ適當ナル唱
 歌ハ聲音ヲ練リ體格ヲ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸
 膈ヲ開暢シ以テ肺臟ヲ強健ナラシムルノ効益アルヲ
 以テナリ有名ナル音樂家ノ說ニ據レバ歐米ノ諸國唱
 歌ヲ小學ニ導キシ以來統計上人民健康ノ度ヲ進メタ
 リト云フ現ニ本掛傳習生并ニ本掛ニ於テ臨教スルト
 コロノ兩師範學校及學習院生徒ノ如キモ唱歌ヲ修ム
 ル以來其日タル尙淺シトイヘ其往々血色ヲ進メ
 健康ヲ致セシ者アリ是レ各種ノ因由ノ致ス所ニシテ

一二ノ單因ニ歸ス可ラズト雖也亦以テ唱歌ノ健全上ニ益スル一端ヲ見ルニ足ルモノト云ベシ

道德上ノ關係

音樂ハ人性ノ自然ニ基キ其心情ヲ感動激觸スルモノニシテ喜悅ノ歌曲ハ人心ヲ喜バシメ悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク一モ心情ノ感動ヲ生ゼザルモノナシ故ニ正雅ノ歌ヲ歌フキハ心自ラ正シ和樂ノ音ヲ聞クキハ心自ラ和ラグ心和キ正シキキハ邪惡ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪惡ノ念ナキキハ善ヲ好シ惡ヲ避クルハ人ノ常ナリ是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ音樂ニ如クモノナシ古語ニ曰ク禮樂不可以斯須去身ト聖賢ノ禮樂ヲ重スル其レ斯ノ如シ抑幼時ハ人ノ畢生ニ於テ最モ感化ノ速ナル時期ニシ

テ後來善惡ノ別ヲ顯ハスハ則チ此時ノ薰陶ニ因由セザルモノナシ故ニ此幼稚ニ授クルニ至良ノ歌曲ヲ以テセバ温良純正ノ德性ヲ發育スルニ足ルヤ疑ヲ容レズ

夫レ樂ハ同ヲ主トス故ニ三軍ノ將千萬ノ衆ヲ卒井其進退井然トシテ序ヲ失ハズ以テ勝ヲ戰野ニ恣ニスルハ實ニ金鼓ノ力ニ依テ正シク之ヲ指揮スルニ由レリ教育者ノ子弟ニ於ケルモ亦之ニ異ナラズ千百ノ子弟相和諧シテ坐作進退恰カモ一教師ノ心ヲ以テ其手足ヲ使用スルガ如クニ至ラシムルモノ平素和諧ノ心情ヲ育成スルニアラズンバ能ハズ抑和諧ヲキノ子弟ハ校中ニ在テハ或ハ喧鬪ヲ好ムノ生徒ト爲リ家庭ニ在テハ或ハ不和ヲ生スルノ子弟ト爲リ世上ニ出テハ或

ハ不信ノ人民ト爲ルナリ然リ而シテ此和諧ノ心情ヲ
 發育スルハ音樂ノ力與リテ効アリトス蓋シ音樂ハ同
 情相憐ミ彼此相親睦スルノ至情ヲ感發セシムルノ基
 礎ヲ爲スモノナリ
 凡ソ人ハ貴賤長幼ヲ問ハズ皆快樂ヲクシテ一日モ生
 活シ得ベキモノニアラズ概スルニ多ク勞苦スル者ハ
 隨テ多ク快樂ヲ求メザルヲ得ズ然ルニ快樂ノ類々
 ル一ニシテ止マズ情慾ニ關スルアリ智徳ニ係ルアリ
 其孰タルヲ問ハス此等ノ一ニ依ラズシテハ日々夜々
 我心身上ニ起リ來ルトユロノ憂苦ヲ去リテ我生存ヲ
 樂シミ我生命ヲ保ツヲ能ハス既ニ快樂ノ人身上缺ク
 ベカラサルヲ斯ノ如ク然リトセバ不良ノ快樂ヲ去テ
 善良ノ快樂ニ就カザル可ラズ抑快樂ノ類々タル千差萬

別ナリトイヘ其至善至良ナルモノハ音樂ニ如クハ
 ナシ何トナレバ雅正ノ音樂ハ人心中最高ノ感情ヲ發
 動シテ無窮ノ愉快ヲ與ヘ邪慾ヲ去テ心根ヲ淨潔ニシ
 耽色酩酒ノ醜行ニ陷ルヲ妨グノ効アリ然シテ音樂ノ
 物タル之ヲ行フ決シテ巨多ノ浪費ヲ要セザルヲ以テ
 貧福ヲ問ハス之ヲ享有スルヲ得ヘケレバナリ現今我
 諸學校ノ生徒ヲ見ルニ或ハ酒食ニ關スルノ快樂ヲ求
 メテ困學ノ苦ヲ免カレンヲ謀ル者少カラザルニ似
 タリ是レ他ナシ別ニ適當ノ快樂ヲ求ムルノ途ナキヲ
 以テ遂ニ酒食ノ如キ最下等ノ快樂ニ陷ルニ至レルモ
 ノナラン故ニ此弊風ヲ除クノ良法ハタ、音樂ノ如キ
 善良ナル快樂ヲ得セシメテ他ノ不善ナル快樂ニ易フ
 ルニ在リトス佛帝ナボレオン嘗テ曰ク音樂ハ人情上ニ

至大ノ感化ヲ興シ人心上ニ非常ノ勢力ヲ及ボスモノ
 ナリ故ニ政府ハ音樂ノ一學術ニ就テハ他ノ諸學術ニ
 於ケルヨリモ一層獎勵スルヲ勉ムベシ名家ノ作ニ係
 ル道德上ノ歌曲ハ深ク人心ヲ感動セシムルヲ道德ヲ
 論スル書ノ唯智力ニ訴ルモノ、比ニアラザルナリト
 前述ノ目的ヲ達センニハ先ツ何レニ於テ之ヲ施スベ
 キヤ曰ク小學ニ於テスルノ善キニ如クモノナシ夫レ
 小學ハ嬰兒ヲ薰陶鑄冶スルノ最緊要場ニシテ嬰兒ハ
 人生ノ萌芽ナリ蓋シ萌芽軟緑ハ風化感染ノ効最モ銳
 シ故ニ之ガ滋養ニ供シ之ガ周匝ニ布スルモノハ最モ
 謹ンテ之ヲ撰擇セザルベカラズ故ニ歌曲ノ如キモ快
 活優美ニシテ風致アリ善ク人ヲ正路ニ導キ自ラ其心
 ノ邪穢ヲ去ルニ足ルベキモノヲ以テ妙トス是ヲ以テ

本掛ニ於テ撰定スルトコロハ多ク此意ヲ主トシ勉メ
 テ平和ニシテ議論ニ涉ラザルモノヲ取レリ間々理義
 ナ説クモノアルモ多クハ花鳥風月ノ辭ヲ其間ニ雜ヘ
 テ心神ヲ悅懌セシメ識ラズ知ラズ善ニ化シ邪ヲ去ル
 ノ意ヲ寓シ專ラ德育ニ資スルトコロノモノヲ取用セ
 リ例ヘハ幼稚進學ノ快情ヲ鼓舞スルモノニハ「進め」
 ノ如ク朋友ヲ愛慕シ交際上信義ヲ厚ウスルノ心情ヲ
 養成スルモノニハ「霞か雲か螢の光」等ノ如ク父母ノ恩
 惠ヲ慕ハシムルモノニハ「大和撫子」思ひ出れば」等ノ如
 ク聖主ノ德澤ヲ欽慕シ臣道ヲ盡スベキ至情ヲ養成
 セシムルモノニハ「雨露」忠臣」等ノ如ク尊王愛國ノ赤
 心義氣ヲ喚發セシムルモノニハ「君か代」皇御國」等ノ如
 ク敬神ノ心ヲ起サシムルモノニハ「榮かゆく御代」ノ如

キ是ナリ
以上述ブル所ニヨリテ唱歌ノ教育上ニ關シ特ニ體育
及ヒ德育ニ資スルノ大ナルハ自ラ明了ナルベシ

唱歌集及掛圖編成出版ノ事

唱歌掛圖 本掛創置ノ際ニ在テハ唱歌演習ノ時々之
ヲ黑板若クハ黒壁ニ書シ以テ練習スルヲ常トセリ是
レ一時ノ止ヲ得ザルニ出ルトイヘ凡之ヲ書冊ニ編シ
割剛ニ屬セシモノナキハ授業上許多ノ時間ヲ徒費シ
爲ニ進歩ノ害ヲ爲ス少シトセス依テ本掛ニ於テ音
階ノ圖長短符ノ區別等ヨリ起リ加フルニ本掛所撰ノ
簡易ナル單音唱歌ヲ以テシ初學ノ階梯タルモノヲ編
纂シテ唱歌掛圖ヲ製シ之ヲ印行ス明治十五年四月ヲ
以テ功ヲ竣ル之ヲ唱歌掛圖初編及其續編ト爲ス此月
唱歌掛圖初編千五百部同續編三百部ヲ發刷シ之ヲ直
轄諸學校并諸府縣及外國教育家等ニ配付セリ爾後更

ニ益稿ヲ續キ得ルトコロノ歌曲ヲ編輯シテ唱歌掛圖
 第二編ヲ製ス其功昨十六年六月ヲ以テ竣ル
 唱歌集 唱歌集ハ唱歌掛圖中ノモノヲ取テ之ヲ冊子
 ニ印行シ各自生徒ノ便ニ供スルモノナリ即チ其初編
 ハ唱歌掛圖初編及其續編中ノモノヲ以テ成ル其刊行
 落成ハ明治十五年四月ニ在リ時ニ初編三千部ヲ發刷
 シ之ヲ直轄諸學校并諸府縣及外國教育家等ニ配付ス
 ルヲホ唱歌掛圖ノ如シ本書ハ最モ江湖ノ望ヲ滿タ
 シ後數閱月ニシテ賣捌クトコロノ部數二千有數部ノ
 多キニ至レリ昨十六年早春更ニ三千部發刷ニ係ルト
 云ヘリ抑著書ノ世上ニ行バル、ノ速カナル此ノ如キ
 ハ近代ノ著書ニ於テ其例稀ナルモノトス是ヨリ後更
 ニ高等ノ歌曲ヲ撰定シ之ヲ集メテ唱歌集第三編ト爲

ス是既ニ昨年十月裁定ヲ經印行ノ業目下着手ノ中ニ
 アリ別ニマタ從來撰定スルトコロノ幼稚園用ノ唱歌
 ナ集メ之ヲ幼稚園唱歌集ト爲ス是レ目下裁定中ニ屬
 スルヲ以テ割刷ニ付シ其功ヲ竣ルモ蓋シ遠キニアラ
 ザルベシ本掛所撰ノ唱歌即チ唱歌集初編第二編及第
 三編ニ載スルトコロノ歌編ハ即チ左ノ如シ

第一 かげれ

一 かげれ、はへ、そのふのさくら、
二 とまね、やどれ、ちぐさのほたる、
三 まねけ、あびけ、野はらのすゝき、
四 なげよ、たてよ、かはせのちどり、

第二 春山

はるやまに、たつかすみ、
あきやまに、わたるきり、
さくらにも、もみぢにも、
きぬきする、こゝちして、

第三 あがれ

一 わがれ、く、廣野のひはり、
二 のはれ、く、川瀬の若鮎、

第四 さいく

一 いはへ、く、きみが代いはへ、
二 せけれ、く、ふたはの小松、

第五 千代に

一 ちよに、く、千代ませきみは、
二 いませ、く、わが君ちよに、

第六 和歌の浦

わかの浦わに、夕しほみちくれは、
きしのむら鶴、あし邊に鳴わたる、

第七 春は花見

一 はるは、はな見、
みよしの、おむる、
二 あきは、つきみ、
さらしあ、きくら、

第八 鶯

一 うらひす、きあけ、
うめさく、そのに、
二 かりがね、わたれ、

霧たつ、そらに、

第九 野邊に

一 野邊に、なびく、ちふさは、
四方の、民の、まごゝろ、
二 はまに、あまる、まごごは、
君が、みよの、かすなり、

第十 春風

一 春風、そよふく、やよひのあした、
あき風、みにしむ、はつきのゆふべ、
二 彌生は、野山の、はなさくさかり、
はつきば、みそらの、月すむ夜ごろ、

第十一 櫻 紅葉

一 春見は、ゆきませ、芳野の櫻、
あきみて、つけませ、龍田のもみぢ、
二 よしのは、さくららの、花さくみやま、
たつたは、紅葉の、ちりしくあがれ、

第十二 花さく春

一 花さく、はるの、あしたのけしき、
かをる、雲の、たつこゝちして、
二 あき萩、さほあ、はあさきみだれ、
もとも、未も、露みちけり、

第十三 見わたせば

一 見わたせば、わをやなぎ、花櫻
 こきませせて、みやこには、
 みちもせに、春の錦をぞ、
 さほひめの、おりあして、
 ふるあめに、そりにける、
 二 みわたせば、やまべには、
 をのへにも、ふもとにも、
 うすきこきもみち葉の、
 あきの錦をぞ、たつたびめ、
 おりかけて、つゆ霜に、
 さらしける、

第十四 松の木蔭

一 松のこかけに、たちよれば、
 ちとせのみどりぞ、身にはしむ、
 梅がえかさした、さしつれば、
 はるの雪こそ、ふりかゝれ、
 二 うめのはながさ、さしつれば、
 かしらに春の、ゆきつもり、
 鶴のけごろも、かさぬれば、
 あきの霜こそ、身にはおけ、

第十五 春のやよひ

一 春のやよひの、あけほのに、
 四方のやまべを、見わたせば、

はなざかりかも、しらくもの、
 かゝらぬみねこそ、なかりけれ、
 二はなたちほなも、にほふあり、
 軒のあやめも、かをるなり、
 ゆふられさまの、さみだれに、
 やまほど、ぎす、なのるなり、
 三秋のはじめに、ありぬれば、
 ことしも、なかはは、すぎにけり、
 わがよふけゆく、月かけの、
 かたよく、見るこそ、あはれあれ、
 四冬の夜さむの、あさはらけ、
 ちぎりし山路は、ゆきふかし、
 こゝろのあと、はつかねども、

おもひやるこそ、あはれあれ

第十六 わが日の本

一わがひのもとの、あさはらけ、
 かすめる日かけ、あふぎみて、
 もろとし人も、高麗びども、
 春たつけふを、は、志りぬべし、
 二雲間に、さけふ、ほど、ぎす、
 かきねに、ほふ、うつきはな、
 夏來に、けりと、あめつちに、
 あらそひつぐ、る、花とどり、
 三きぬたのひ、ぎ、身に、らみて、
 どこよの、かりも、わたるあり、

やまともろこし、おしあへて、
 おなじあはれの、あきの風、
 四まどうつあられ、にはのしも、
 ふもどのおちほ、みねのゆき、
 みやこのうちも、やまきとも、
 ひとつにさゆる、ふゆのそら、

第十七 蝶々

一てふく〜てふく、菜の葉にとまれ、
 おのはにあいたら、櫻にとまれ、
 さくらの花の、さかゆる御代に、
 とまれよあそべ、あそべよとまれ、
 二おきよ〜、ねぐらのすゞめ、

朝日のひかりの、さしこぬさきに、
 ねぐらさいで、こずゑにとまり、
 あそべよすゞめ、うたへよすゞめ、

第十八 うつくしき

一うつくしきわが子やいづこ、
 うつくしきわがかみの子は、
 ゆみとりて、君のみさきに、
 いさみたちて、わかれゆきにけり、
 二うつくしきわがこやいづこ、
 うつくしきわがなかのこは、
 太刀帯て、君のみもとに、
 いさみたちて、わかれゆきにけり、

三 うつくしきわがこやいづこ
うつくしきわがするのこは
ほことりてきみのみあとに
いさみたちてわかれゆきにけり

第十九 園の板戸

ねやのいたどのあけゆく空に
あさ日のかげのさしそめぬれば
ねぐらさいづる百八十鳥は
霞のうちには友よびかはし
夢みるてふもどくおきいで
むれつゝ花にまひあそぶあり
あさいねする身のそのおこたりを

いさむるさまなる春のわけほの

第二十 盤

一 はたるのひかりまどのゆき
書よむつき日かさねつゝ
いつしか年もすぎのとき
あけてぞけさはわかれゆく
二 とまるもゆくもかきりて
かたみにおもふちよろづの
こゝろのはしきひとこと
さきくとはかりうたふあり
三 つくしのきはみちのおく
うみやまとほくへだつとも

そのまごゝろは、へだてなく、
ひとつにづくせ、くはのため、
四千島のおくも、おきあはも、
やしまのうち、まもりあり、
いたらんくは、いさをしく、
つとりよわがせ、つゝがなく、

第二十一若菜

一 わかむらさきの、めもはるかなる、武藏野の、
かすみの、おくわけつゝ、つむ、初若菜、
二 若菜はなにぞ、すゞしろすゞなほどけの座、
はこべらせり、なづなは五行、あゝつなり、
三 なゝつの寶、それよりことば、得がたきは、

雪消のひま、尋ねてつむ、わかあなり、

第二十二ねむれよ子

一 ねむれよ子、よくねるちごはちゝのみ、
父のおほせや、まもるらん、ねむれよ子、
二 ねむれよ子、よくねるちごは、はゝそほの、
母のなさげや、したふらん、ぬむれよ子、
三 ねむれよ子、よくねておきて、ちゝはゝの、
かはらぬみ顔、さがみませ、ねむれよ子、

第二十三君が代

一 君が代は、ちよにやちよに、さゞれ
いしの、巖となりて、こけのむす

まで、うごきあぐ、常馨かきはに、
 かぎりもあらじ、
 二きみがよは、千尋の底の、さゞれ
 いしの、鵜の、ある磯と、あらはるゝ
 まで、かぎりなき、みよの、榮を、
 ほぎたてまつる、

第二十四思ひつれば

一おもひいづれば、三年のむかし、
 わかれしその日、わがちゝはゝの、
 かしらあそつゝ、まさきくあれど、
 いひしおもわの、またはしまかた、
 二わたしたに、あれば、かどおしひらき、

日數よみつゝ、ちゝまぢまさむ、
 わがおもひでは、ことあしはてゝ、
 ばやいつしかも、かへりこなんど、
 三ゆふべになれば、床うちばらひ、
 およびをりつゝ、母まぢまさん、
 わがおもひでは、事あしはてゝ、
 ばやいつしかも、かへりこなんど、
 四あしたになれば、かどおしひらき、
 ゆふべに、あれば、どこうちばらひ、
 父まぢまさん、母まぢまさむ、
 はやく歸らん、もとの國べに、

第二十五

葉にしらるゝ

一 かをりに志らるゝ、花さく^み園^の霞^がにかくるゝ、鳥あくはやし、
 君が代いはひて、幾^い春^はまでも、
 かをれやくうたへやうたへ、
 二 つきかけてりそふ、野中の清水、
 もみぢほにほへる、外山のふもと、
 きみが代たえせず、いく秋までも、
 てらせやくにほへやにほへ、

第二十六 隅田川

一 すみだがはらの、あさほらけ、
 雲もかすみも、かをるなり、
 水のまにく、ふねうけて、

花にあそはむ、ちらぬまに、
 二 隅田川原の、あきの夜は、
 水もみそらも、すみわたる、
 かぜのまにく、ふねうけて、
 月にあそはん、夜もすがら、
 三 すみだがはらの、ふゆのそら、
 よは白^{しろ}妙^たに、うづもれて、
 水々^{みづづ}のことく、はなさきぬ、
 ゆきにあそはん、消ぬまに、

第二十七 富士山

一 ふもとに雲ぞ、かゝりける、
 高嶺^{たかね}にゆきぞ、つもりたる、

はだへは雪、ころもはくも、
 そのゆきくもをよそひたる、
 ふじてふやまの、見わたしに、
 志くものもあし、にるもなし、
 二外^ち國^{こく}人^{びと}も、あふぐあり、
 わがくに人も、ほこるあり、
 照る日のかげ、そらゆくつき、
 つきひと、もに、かゞやきて、
 富士てふ山の、みわたしに、
 志くものもあし、にるもあし、

第二十八 おぼろ

一 おぼろににほふ、夕つき夜、

さかりににほふ、もゝさくら、
 のどかにて、のどけき時代の、樂しみは、
 花さくかけの、このまどる、
 このうたけ、

二千草にすたふ、むしの聲、
 をぎの葉そよぐ、風のおど、
 身にしみて、眼にみる物も、きく物も、
 あはれをそふる、あきの夜や、
 つきのよや、

第二十九 雨露

一 雨露に、おほみやば、われはてにけり、
 みめぐみに、民草は、うるほひにけり、

かくてこそ、今の世も、かまどのけあり、
み空にも、あまるまで、たちみちぬらぬ、
二 飢ゑこゝえ、なきまどふ、民もやあると、
身にかへて、かしこくも、おもほすあまり、
あられうつ、冬の夜に、ぬぎたまはせる、
大御衣の、あつきその、夜こゝろあはれ、

第三十

一 玉のみやあるは、あれはて、
雨さへ露さへ、いとまけ、れど、
民のかまどの、にぎはひは、
なつ烟にぞ、あらはれにける、
二 冬の夜さむの、月さえて、

隙もるかぜさへ、身をきるばかり、
民をおもほす、みこゝろに、
大御衣や、ぬがせたまひし、

第三十一 大和撫子

一 やまどあでしこ、さまづくに、
おのがむきく、さきぬとも、
おほしたて、し、ち、は、の、
庭のをしへに、たがふあよ、
二 野邊の千草の、いろく、に、
おのがさまく、さきぬとも、
生したて、し、あめつちの、
つゆのめらみさ、わするなよ、

第三十二 五常の歌

一 野邊のくさ木も、雨露の
 めらみにそだつ、さまみれば、
 仁てふものは、よのあかの、
 ひとのこゝろの、命あり、
 二 飛弾の工が、うつ墨に、
 曲もなほる、さまみれば、
 義といふものは、世の中の、
 人のこゝろの、條理なり、
 三 威儀はかに、あらはれて、
 謹慎みてる、さまみれば、
 禮てふものは、世の中の、

第三十三 五倫の歌

ひとのこゝろの、掟あり、
 四 神の藏せる、秘事も、
 さとり得らるゝ、さまみれば、
 智といふものは、世の中の、
 人のこゝろの、寶あり、
 五月日と共に、あめつちの、
 循環たがはぬ、さまみれば、
 信てふものは、世の中の、
 人のこゝろの、守りなり、
 父子親あり、君臣義あり、
 夫婦別あり、長幼序あり、

朋友信あり、
以上唱歌集初編

第三十四 鳥の聲

一 鳥の聲、木々の花、野邊にみちて、
かすみけりな、のどかある春の日や、
二 むしの聲、露のたま、野邊にみちて、
ゆくもゆかれず、きよらなる月の夜や、

第三十五 霞か雲か

一 かすみか雲か、はたゆきか、

とはかりにはふ、その花さかり、
もゝどりさへも、うたふなり、
二 かすみはなを、へだつれど、
隔てぬ友と、きてみるはかり、
うれしき事は、世にもなし、
三 かすみてそれと、みえねども、
なく鶯に、さそはれつゝも、
いつしか來ぬる、はなのかげ、

第三十六 年たつげ

一 としたつげさの、そのはきはひは、
みやこもひなも、へだてなく、
毬歌うたひつ、羽子つきかはしつ、

こゝろづくに、うちつれだちて、
 かしこもこゝもあそびゆくあり、
 都みやこも鄙びもあそぶなり、
 二のどけき春に、はやありぬれば、
 わかまもおいも、わかちあふ、
 さく花かざしつ、あふ鳥き、つゝ、
 こゝろづくに、うちつれだちて、
 やまべに野邊に、あそびゆくなり、
 山邊に野邊に、あそぶなり、
 三ことしもいつか、あかはは過ぎて、
 秋風さむく、身にぞしむ、
 すゝむし松虫はたおる虫さへ、
 あがき夜すがらなくねをきけは、

われらもおいのいたらぬさまに、
 學の道に、いそしまむ、

四千代ながほまきの、月たちぬれば、
 まがきのうちと、へだてなく、
 志こころら菊きくはあさき、紅葉もみぢかゞやく、
 菊きくともみぢき、かざしにさして、
 君が代いはへ、八千代もちよも、
 わが君いはへ、よろづ世も、

第三十七 かすめる空

一かすめるそらに、雨ふれば、
 草木もともじ、うるほひぬ、
 わらへるはなにはへるやま、

類なのながめかな。

二山の端はれて、つき清く、
ちさとのくまも、かくれなし、
きらめく露、あくあるむし、
たぐひなの、秋の夜や、

第三十八燕

一こよやく、こよつはくらめ、
おやもひおもひねもすかたりたの
しみし、その巢をいで、
とはき國邊に、たちわかるとも、
歸り來よや、わがやどに、
かへりこよやく、つはくらめ、

二來なけく、やまほとゝぎす、
われもひとも、夜はよもすがら、
いねもせず、深山をいで、
都のそらに、なけほとゝぎす、
なのれく、わがやどに、
きあけく、ほとゝぎす、

第三十九鏡なす

一かゞみなす、水もみどりの、かけ
うつる、柳の、絲の、枝をたれ、
氣霽ては、風新柳の、髪を梳り、
氷消ては、浪舊苔の、髭を洗ふとかや、
けにおもしろの、けしきやな、けにおもしろの、けしきやあ、